

# 第14回

## 松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年7月20日 （水） 10時00分

場 所： 松浦市海のふるさと館 ～ 松浦シティホテル

# 第14回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成17年7月20日(水)				開会時刻	10時00分
					閉会時刻	15時15分
会議の場所	松浦市海のふるさと館 ~ 松浦シティホテル					
出席した 委員  29名中 25名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治
	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰
	委員	志水 正司	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂
	委員	田島 忠志	委員	村田 末廣	委員	金内 武久
	委員	武尾 嘉明	委員	池水 英比古	委員	田中 まゆみ
	委員	太田 末男	委員	山口 芳正	委員	永田 俊子
	委員	井筒 清治	委員	森 眞一	委員	大畑 安盛
	委員	星野 孝通				
欠席した委員 4名欠席	委員	日高 雅之	委員	前田 次男	委員	廣瀬 茂好
	委員	村田 茂實				
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名  7名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田 豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田 鉄三郎
	幹事	斉藤 誠				
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

# 第14回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年7月20日(水)10時00分～

【場所】松浦市交流基盤施設(海のふるさと館)  
漁村体験学習施設 研修室

## 1. 開会

## 2. 会長挨拶

## 3. 議事

### 【調整結果報告事項】

- \* 調整結果報告第 4 号(協定項目 13 号)特別職の職員の身分の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 5 号(協定項目 20 号)国民健康保険制度の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 6 号(協定項目 22 号)電算システム関係の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 7 号(協定項目 26 号)消防、防災関係の取扱いに関する事(その1)
- \* 調整結果報告第 8 号(協定項目 29 号)各種福祉制度の取扱いに関する事(その1)
- \* 調整結果報告第 9 号(協定項目 29 号)各種福祉制度の取扱いに関する事(その2)
- \* 調整結果報告第 10 号(協定項目 32 号)健康推進事業の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 11 号(協定項目 33 号)環境衛生関係事業の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 12 号(協定項目 34 号)生活排水処理事業の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 13 号(協定項目 35 号)商工観光関係事業の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 14 号(協定項目 36 号)農林水産関係事業の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 15 号(協定項目 40 号)学校教育関係の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 16 号(協定項目 41 号)社会教育関係の取扱いに関する事
- \* 調整結果報告第 17 号(協定項目 44 号)病院(診療所)事業の取扱いに関する事

## 4. その他

## 5. 閉会

午前10時 開会

大久保事務局長

お待たせいたしました。ただ今から第14回松浦地域合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。第14回の協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、一挙に暑くなった中、そして、大変御多忙のところ、この協議会に御参加いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

前回の協議会が6月6日にありましたので、約1カ月半ぶりの開催ということになる訳でございますが、この間、5月25日付で諮問しておりました新市の特別職の報酬等につきましては、検討委員会より、7月4日付をもって御答申をいただいたところでございます。この場をおかりいたしまして、委員皆様方の御尽力に心から厚くお礼を申し上げます。

また、6月末で募集を締め切りました新市の市章のデザインにつきましては、全国から517件の応募がございまして、これから選定委員会を開催して候補作品の選定をお願いいたすところでございます。

各専門部会等におきましては、鋭意事務調整が行われておりまして、「合併までに調整する」とした項目についても、大方まとまりつつあるようでございます。本日も「調整結果報告事項」が14件報告されることとなっております。どうか本日も、皆様方のいろんな角度からの御意見を積極的に展開していただき、よりよい協議が進みますよう心からお願い申し上げます。

結びになりますけれども、本日御出席の委員皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしますとともに、本日の協議会が実り多きものとなりますように、委員各位をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日も、どうぞよろしく願いいたします。

大久保事務局長

これ以降は座って進行させていただきます。

それでは、第14回合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会の規約によりまして、会長が務めることになっておりますので、

吉山会長にお願いをいたします。

吉山会長

それでは、規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、調整結果報告事項から始めさせていただきます。

まず最初に、調整結果報告第4号、協定項目13号に当たる訳ですが、特別職の職員の身分の取扱いに関することから始めさせていただきます。

事務局から説明願います。

末吉総務部会長

それでは、調整結果報告第4号（協定項目13号）特別職の職員の身分の取扱いに関しまして、その報酬の調整につきまして、松浦地域合併協議会特別職報酬等検討委員会を開催し、同検討委員会答申に基づき報酬額の調整を行いましたので、御報告申し上げます。

私は、総務部会の部会長をやっております松浦市の末吉と申します。よろしく申し上げます。座って報告させていただきます。

それでは、お手元の議案の1ページをご覧ください。

特別職の職員の身分の取扱いに関するについて、次のとおり報告するものでございます。

議案の方に、枠囲みで書いておりますけれども、まず、三役、教育長の設置に係る定数、給与については別紙のとおりとする。

議会議員の報酬については、別紙のとおりとする。

行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期については、法令の定めるところによるものとし、別紙のとおりとする。

その他の委員については、新市の発足時において設置する必要があるものは、合併までに調整する。報酬については、別紙のとおりとする。その他のものについては、合併後調整するということになっております。

今申し上げました別紙に関しましては、お手元の資料の6ページ、これが議案で言いますところの別紙でございます。

その前の2ページから5ページにつきましては、特別職の報酬について、先だって合併協議会に調整案として出ておったものの内容を今申し上げました協定事項に書きかえたものをここに記載しております。

そこで、協定項目につきましては、冒頭申し上げました特別職報酬等検討委員会を都合3回開催いたしまして、その答申をもとに報酬額等の設定を行ったものであります。

今申し上げた答申書の写しを、8ページと9ページの方に掲げております。

7ページの方には、諮問書、協議会長から検討委員会長に出した諮問の内容を載せております。

7ページの諮問書のところですか、当検討委員会への諮問につきましては、先の協議会で御説明申し上げましたとおり、調整に当たっては、松浦市の現行額を基本として、現在の松浦市の報酬額に合わせる、あるいは、県下合併市町の五島市や平戸市とのバランスをとった報酬額を設定する。あるいは、五島市、平戸市との人口格差を考慮した報酬額を設定するとの案を検討委員会にお示しするという内容で、協議会において確認いただいたところでありました。

それでは、検討委員会での調整に当たり、それぞれの特別職の報酬額の設定に至る内容と概要について御説明申し上げます。

その部分の前の6ページの別紙の方をご覧いただきたいと思います。

まず三役、教育長の給料額についてでありますけれども、その基本となります市長職の給料について、五島市が合併後830千円、新平戸市が809千円と設定されておりました、これら市との人口格差を考慮に入れた額として、五島市を基準に、平戸市との人口比による額の減少割合を参考に800千円として答申があったものであります。この額につきましては、県内外の市長の給料額、また、県下町村の町村長の給料額をその人口比で見た場合に、おおむね市においては人口の減少に比例して800千円前後に収束し、また、おおむね町村に当たっては、その人口の増加に比例して800千円前後に収束するところであります。検討委員会におきましても、この800千円が新市発足時の市長給料額として適当であるとの議論に至ったものであります。

次に、助役、収入役につきましては、五島市と新平戸市における市長の給料額に対する割合の平均値を用いまして、市長の額800千円から算定し、助役が656千円に、収入役が584千円に、また、教育長につきましては、収入役と同額ということで調整が行われたものであります。

次に、市議会議員の報酬額に関しましても、同様に市長の給料額を基準に、比率により算定し、議長につきましては413千円、副議長については340千円、議員につきましては322

千円となったものであります。

次に、公職選挙法関係委員の報酬につきましては、現松浦市、五島市、新平戸市のみならず、県下ほとんどの市が、国が定める国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律による報酬額を適用している現状にあることから、選挙長以下、期日前投票立会人に係る報酬額につきましては、この国が定めております基準額にすべて定めるものであります。

次に、行政委員会関係委員の報酬でありますけれども、この調整につきましても、五島市、平戸市との比較により検討いたしまして、基本的にはこの両市と現松浦市の報酬額をもとに、両市とのバランスを考慮に入れながらの調整ということで、基本的には3者比較で最も低額のものを用いることとしたものであります。

ただし、固定資産評価審査委員並びに公平委員会委員の日額設定に係る報酬額に関しましては、その他の委員に関する日額設定のバランスから、現松浦市の5,800円としたものであります。

次に、その他の特別職として、地区嘱託員、学校医、その他各種委員がございますが、まず、地区嘱託員に関しましては、次の農業嘱託員の設置とその報酬についてあわせて検討を行ったものでありまして、現在、松浦市が設置しております農業嘱託員制度を新市においても継続して設置し、農業政策に必要な情報の提供や市との連絡調整の充実を図ろうとするもので、既に福島町においては地区駐在員の業務として、また、報酬として組み込まれている現状であり、また、鷹島町におきましても地区駐在員の業務として一体的に行われているということでもあります。

今回、松浦市設置の農業嘱託員制度を廃止することは、合併に当たって農業政策の連絡調整等に不測の混乱を招くことも予測され、合併に際しては、新市でこの制度を設置し、地区嘱託員との業務の区分けとその報酬の調整を行うこととし、1市2町の現行報酬を基本として、報酬額の割り振りの基本となります人口割や均等割等の算定方法につきましても、現行1市2町の案分比を参考に、幾通りかのシミュレーションを算定し、できるだけ各市町各地区の現行報酬額に対してバランスがとれるような調整を行い、結果的に、現在の松浦で定めている均等割57%、世帯割43%とし、また、農業嘱託員に係る算定基礎や報酬については、現松浦市の例によるものとしたものであります。

なお、嘱託員報酬の基本額、すなわち平均額につきましては、従前、松浦市が議員報酬額を基礎としていたことに倣い、嘱託員報酬額全体額のバランスから、現松浦市の議員報酬額

349千円と、先ほど説明いたした新松浦市の議員報酬 322千円の平均値をとり、335千円として定めたものであります。

次に、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬につきましては、現在、1市2町で学校の生徒数の規模から、報酬額の算定に差があることから、先の教育長協議におきまして、松浦市の例により事務調整を行い、報酬につきましても松浦市の額を基礎に調整する内容でありましたので、新市の財政削減を幾分考慮し、学校医、歯科医については現行より各10千円の減額を、薬剤師については現行より3千円の減額としたものであります。

次に、交通指導員の報酬であります。五島市、平戸市、また、現1市2町間で格差があり、その調整方針として、現1市2町の報酬額総額の平均額をもって調整案とし、年額45千円として調整がなされたものであります。

次に、その他の各種委員の報酬額についてであります。これにつきましても、五島市、平戸市との比較、現1市2町の額の比較により検討いただいたところですが、現在の松浦市の標準額であります日額4,900円に関しては、現状でも特に低額であり、また、合併後に福島、鷹島から委員として出席する場合に移動に要する時間も考慮すると、時間的拘束も増加し、日当に相当する報酬額としては低すぎるとの観点から、五島市、平戸市の報酬額を参考に日額5,500円と決定いただいたところであります。なお、あわせて新市においては、交通費に関する費用の弁償を行うこととして検討委員会で確認が行われたものでございます。

なお、このその他の委員に対しましては、報酬額の設定にとらわれず、新市においては委員会設置の必要性について十分検討を踏まえて、委員会の数の抑制に努めることとし、また、その委員会の構成数につきましても、少数をもって効果的な機能を果たすよう取り組むこととしており、財政負担の軽減を目的として、現在各部会、班会議にてその調整が行われているところでありますことをあわせて御報告申し上げます。

以上で新市の特別職の報酬等に関する調整結果について報告といたします。

吉山会長

それでは、ただ今の報告について質疑を受けたいと思います。何かございませんか。松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬と申します。

具体的な問題になるかと思うんですけども、一つお尋ねをしておきたいと思います。

今御説明いただきました平戸市、そしてまた、人口格差というものを考慮して設定したということでございますけれども、重点的には松浦市の現行報酬というのを基本にされたのではなかろうかと思うんですが、その点の算定、算出の人口比率については、大体松浦のものどどの程度になった訳でしょうか。

吉山会長

報酬検討委員会の経過は。

末吉総務部会長

五島市と新平戸市との人口格差を考慮してということで申し上げましたけれども、先ほど説明しましたように、五島市と平戸市との人口の格差、給料格差等を検討しまして、五島市と新平戸市が人口格差があり、金額の差がありますので、その減少率を見たところが、五島市に対して新平戸市が 85.4%、この減少率を五島市と新松浦市で比較した場合に、6.9%の減少ということでございます。

吉山会長

では、もう 1 回整理するために、もう一度質問をお願いいたします。

松瀬委員

簡単に言いますと、計算方式を計算基礎を掲示いただければ、ということなんですけれども、よくわかりませんが、率をもって算出されたと理解をしておきたいと思います。

それから、財政的に非常に大きな問題になってきておる訳でございますが、それらは、計算される過程において、議会の規定額の改定額、それがどのようなようになったのか。

吉山会長

わかりました。算出の基礎がどうなのかということ。それから、規定額と改定額、その数値ですね。

末吉総務部会長

市長職ですけれども、先ほど申し上げたとおり、人口減少とあわせて金額の減少率を得たところですが、先ほど申し上げたように、市長職にあって、各市の現状を見ると、低いところでは 70 数万になるんですけれども、大方の市で、人口に合わせて現状を見てきた場合に、大体 800 千円いうところに金額が収斂<sup>しゅうれん</sup>するということがございます。あわせて、町村長の報酬額で見ますと、人口の増加にあわせて 800 千円いうところで、一つの収斂<sup>しゅうれん</sup>いうところがございまして、今回の報酬等検討委員会でも、新市になった場合、現五島市が

830千円という市長の報酬額、新平戸市が 809千円という報酬額がありますけれども、人口で見た場合、どうしてもそれより低く設定するという前提のもとに、全体的な市町村長の報酬額を見た場合に、800千円というところが一つの収斂値であるということの決定でありまして、先ほど言いましたように、その報酬額を基礎にしまして、助役以下、議員に至るまでですけれども、五島市と新平戸市の報酬額の設定、これが市長に対して約何%かというところをもちまして、助役以下の金額を設定したものであります。

松瀬委員

率によって調整されたということは先ほども説明がございましたので理解しておりますが、やはり財政問題となりますと、総額で大体どのぐらいのものが節減できるのか、これは市民の大きな関心事だと思います。したがって、それだけの各種の給与をはじめ各種委員まで総計でだいたいどれぐらいのものがういてくるんだらうか。これは、恐らく私どもも質問を受ける大きな問題の一つだと思っています。これだけデ・タになっとる訳ですから、お出しになっていくんじゃないかと、このように思った訳でございます。できるだけ、後で提出いただきたいというふうに思います。

それから、今ひとつ、松浦市は特にもう 30年、40年もなりますか、囑託員の報酬は、議員報酬と同率だということやっております。今回、この審議によって、これらについての、これは会長というよりも市長としてどのように検討なさったか、お伺いしておきたいと思えます。というのは、私どもは、ここに出てきただけじゃなくて、そのことすべてを議会に報告しなければならないといった約束事がございます。したがって、恐らく質問があつていただらうと、それに対してお答えいたしませんと、じゃあ何月何日報告承ったんじゃないかという、またおしかりが出てくるだらうと思えます。こういう経緯がございますので、あえてお伺いする訳でございます。

吉山会長

財政効果の問題はまた後ほど計算することにして、後刻報告をさせていただきたい。そこで、質問ということなんですが、いろいろ合併協議会の内容というようなことからということなんでしょうが、実は、この経過等を私からあえて目標をどうだこうだというのは、私は控えたいと思うんです。というのはなぜかという、私ども合併協議会で特別職報酬等検討委員会をつくりましょうという取り決めをしました。そして、そこに対して、三つの方法の中からこの報酬等については検討していただきたいという要請をしました。その三つの方法

としては、松浦市の現行報酬に合わせる考え方。

それから二つ目に、五島市、新平戸市とのバランスをとるという考え方。

そして、三つ目に五島市、新平戸市の人口格差を考慮するという考え方。これらのことを頭に置いて、どの方法で対応するのかということを含めて、検討委員会の方にもお願いをしたという経過がある訳です。そのことによって、今提案説明をしていただいております内容の答申をいただいたということでございます。

したがって、このことは、嘱託員の方々の報酬その他の問題につきましても、検討委員会の中での検討結果として今回出されるところでございます。したがって、私自身、目標を持った方が今の提案をしておる状況の中で、答申を尊重する形で提案させていただいておりますので、その協議の経過については検討委員会に付すべきであるということで、それぞれ先ほど説明した経過があるということで御理解を賜りたいなと、そのように考えているところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。池水委員。

池水委員

松浦の池水です。

お尋ねなんですけれども、農業嘱託員という項目があるんですが、農業嘱託員の場合、農業委員会とどこがどう違うのかというふうなことで、農業嘱託員だけが人数が増えている。鷹島、福島は以前なかったということで、多分増えているんだろうと思いますが、こちら辺のことに少し説明をしていただきたいと思います。

吉山会長

それでは、業務の内容と二つの問題でございますので、事務局長の方から。

大久保事務局長

農業嘱託員と、それから農業委員会委員の仕事の違いというふうなことでございますけれども、まず農業嘱託員、これの内容でございますけれども、これは現在、松浦市としては設置しているということでございます。これは農業政策に必要な、いろんな市からの情報を各農家に流すときの、そのパイプ役になられる方、そういった全体的な統制の、あるいは市政嘱託員にかわるような、農業部門だけの嘱託員というようなことで設置をしてあるというようなことでございます。

それから、これについては、福島町にあっては、現在の松浦市の市政嘱託員の職務にあたる地区駐在員、この方の用務としてセットでなさっておられます。そのようなところで福島町におきましては、加えて、その農家の仕事をなさる方については手当を出されてるような状況になっておるようでございます。

この農業嘱託員という制度は、市長が委嘱しますので、市長の事務の一部を遂行していただくというふうな、非常勤の特別職というふうな位置づけをされます。

それと、農業委員会委員というのは、これは市長の仕事とは全く別に、委員会として設置する一つの執行機関でございます。かつては農業委員会委員の任期や定数のことでいろいろ議論になりましたけれども、これは市長とはまた別の仕事をするという、一つの執行機関でございまして、特に、農地の維持存続のためのあっせんとか対策とかそういうふうな代替とか、いろんなそういうふうなつながり等での業務を農業委員会の方ではなさっていただいております。

そして、農業嘱託員と農業委員会委員というのは全く別ということで考えていただければと思います。

池水委員

そういうふうな形で説明されると、全く別ということなんですが、あえて聞きますけど、兼任という訳にはいかないんですか。それとあと、2点目におきますと、これは人口比においてというような形で、1市の中で新たに嘱託委員を置くというような形に決められたということであります。市長が任命するということですが、次期市長になられる方も、今年次期市長が農業嘱託員を置かないとなれば、置かないという形になるんですか。

友廣幹事長

農業嘱託員制度を継続して新市になっても行うということの理由は、この新市におけるその地域の産業構成ということから、農林業は地域の重要な産業であるということから、引き続き農業嘱託員制度を継続していこうということで、この制度を引き続きやるということの決定に至った訳でございます。

したがいまして、これは先ほど事務局長が申し上げましたとおり、市長の事務の一部を農業嘱託員さんでチェックをしてやっていただくということでございますが、農業委員さんは農業委員会法に基づきまして設置される行政機関でございまして、この委員さんは公職選挙法に基づいた委員として選出されているものと、議会選出には農業協同組合とか農協とか、

そういうところから推薦された委員さんによって構成されるものでございまして、先ほど申し上げたとおり、農地の、農地法とかというような、そういうものを司る行政機関でございます。

したがいまして、農業委員会の職務、これは農地法とは関係ございますし、また、市長に対しては、農業振興についての建議ができる。そういうことの事務でございまして、これを兼務ということになりますと、組織上できないということになっております。

吉山会長

山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。

今三役それぞれの報酬の金額を聞いた訳ですけども、現況より若干の減額をされておる訳です。合併に至っては相当な思いもよらない仕事があり、恐らく新しい議員さんや市長さんそれぞれの方には相当な仕事があると思います。その中での減額ということですので、これはもう報酬は近辺の市町等も見ながら、均衡を見ながら決めたとします。それぞれ新しいところは大変だなあとしますけれども、やむを得んかなという感じを受けます。

それから、行政委員会関係がございましてけれども、ちょっとお尋ねしたいところがございまして。代表監査委員で156千円と書いてありますけど、非常に金額が大きい訳ですね。その辺をお尋ねしたいなと思う訳ですけども。また、公平委員会委員というのがありますけれども、これもよくわかりません。どういう仕事をされておられるのか。

それから、その他の特別職委員、これらは限られている訳ですけども、公職選挙法の関係、それから、行政委員会の関係がある訳ですが、非常に安い値段で非常にここだけ特別に低い訳ですけども、それに何らかの方策をとらなければあまりに安すぎる。はっきり言ってそう思います。その辺のことをお願いしたいということ。

それから、地区囑託員の件でちょっとお尋ねを申し上げます。146もの自治会があるようございましてけれども、非常に多い訳ですね、松浦は126あり、福島は10ぐらいしかない訳ですね。駐在員さん自治会長さん恐らくその仕事は全然違うと思うんです。その辺の調整をちょっとお尋ねをしておきます。よろしく願いいたします。

吉山会長

はい、仕事の内容のことですけども。

末吉総務部会長

それでは、最初の代表監査委員さんの報酬ですけれども、先ほどおっしゃったように、知識経験者1名となっておりますが、ほぼ毎日出勤されておまして、時間的に職員は8時半から5時15分というふうに、おおむね10時前後から4時、5時前後まで、非常勤でありますけれども、ほぼ常勤的な仕事をなさっております。松浦市でいえば定期監査と申しますけれども、各課がやっている事務について、4年に1回定期的な監査を実施しますけれども、他にも企業会計とかいろんな会計についての監査がある訳ですけれども、そういうものを代表監査委員さんが担当を自分でお持ちになって、いろいろ仕事をされるということもあまして、今申し上げたようにほぼ毎日、常勤的な非常勤の仕事をなさっているという状況です。

それから、公平委員会委員ですけれども、これは職員が何か問題があって処分を受けた際に、職員がこの処分のあり方については不服があるという場合に、この公平委員会に不服の申し立てをして、その処分内容を正式に委員会の方で判断を仰ぐというときに開かれる委員会であります。

それから、嘱託員の仕事の内容ですけれども、具体的に、農業嘱託員の話がありましたけれども、嘱託員の業務の内容については、おおむね1市2町で同じでございます。主に、市等からいろいろそういうふうに市民への文書、通知等々の配布、そういうものがあっております、松浦市で言えば地区嘱託員を介して地区住民にお知らせするのが月2回、月初めと月半ばにやっておりますけれども、若干日どりが違いますけれども、福島町と鷹島町でも、同じく役場からの通知、連絡等が月2回、地区駐在員や嘱託員を通して行われております。

あと、その他にも行政の方から、市や町の方から住民の意向調査等をやる場合の調書の配布、回収。そういうものについても同じような業務をしていただいておりますし、他にも地区住民と市、町、役場、そういうとのいろんなコミュニケーションと申しますか、パイプ役としての業務をしていただいているということでありまして、嘱託員や地区駐在員、駐在主事の業務としては、ほぼ同じ内容のものでございます。

吉山会長

はい、山口委員。

山口委員

仕事の問題ということでございますけれども、福島町においては、私が言うように、非常に行政とのいろんなことについては区長さんが窓口であります。それで、当年度は、これに、

費用とかいろんなことで、そういう感じで動く訳ですけれども、松浦の場合は、ふだん報酬とか何も関係なく恐らく市長の願いを承諾して、その仕事をなさるんだらうと思いますけれども、松浦市の方ではそういうものまでどんどん駐在員を引っ張って、もう小さなことまで引っ張って　引っ張ってという言い方は失礼ですけれども、いろんなことに話に乗って相談を受けたりなさるものかなあと、非常に大変だなあと聞いておりました。それと先ほどお尋ねしたのは、行政監査委員とか、行政委員会とか、非常にたくさんの方がおられる訳ですね。駐在員が兼ねているかも分かりませんが、他のを見た場合に全然違う訳ですね。仕事、時間、そうした場合に余りにもそういう人には特に高くやっていいんじゃないかと思えます。それでも安いと思うかもしれませんがあまりにも違いすぎると私は思います。その辺についてお答え願いたいと思います。

吉山会長

山口委員さんの方から、各種行政委員の皆さん方と、それから、市の嘱託員さんの報酬を比べると各種行政委員の皆さんが低すぎるんじゃないかという質問ととらえていいんでしょうか。

山口委員

地区嘱託員の方が、どっちかというと一方が高すぎるのかもしれませんが、どっちかというと一方が低いんじゃないかということです。

それから、各種委員さんに 5,500円という数字が出ておりますが、かなり押さえてあると思います。この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

友廣幹事長

幹事長の友廣ですが、また、嘱託員さんについては検討させていただきたいと思いますが、市政嘱託員として、うちの方から嘱託員さんに事務を委託する業務の中に、また、自治会長としてその地区の独自の自治会の取りまとめとかいろいろな調整ということから、松浦の場合は、嘱託員さんと自治会長さん、俗に言う区長さんが、同一の方であられまして、市の嘱託員としての事務と、自治会の事務と、双方兼ねるといって大変御多忙な業務をこなされておられるということで、私どもが考えておりますのは、やはり嘱託員としての報酬をその金額にさせていただいたというところでございます。

それから、公職選挙法の関係につきましては、これは国が定めております報酬額をそのまま適用させていただきたい。と申しますのは、選挙のときと、各自治体ごとに選挙のときの

報酬が異なるということでは、同じ業務をする訳ですので、この場合は、国の報酬額を適用させていただきたいといったことで、いろんな報酬を決めさせていただいた訳でございます。

それから、その他各種委員さんの報酬、5,500円と今回いたしておりますが、現在は、松浦市の日額 4,900円ですね。福島町が今 6,500円、鷹島町さんが 5,500円、松浦市が 4,900円ということでございます。その検討委員会のときにいろいろな意見があった訳でございますが、これからは、やはり市の区域が広くなる、というのは、今までの会議では午前中だけで会議が済むとか、午後だけで済むということがあったけれども、もうこれからは、そういう会議とか委員会というものについて開いた場合は、ほぼ1日になるんじゃないかと、こういうことから、どうなるかということでご協議いただいた訳でございますが、一応、額につきましては 5,500円をお支払いしていたということでございます。ただし、この実費弁償、旅費につきましては、別途これにプラスしてお支払いをさせていただこうということで、同時に検討委員会での答申額として 5,500円ということが決められた経過でございます。

松永委員

松永でございます。

マイクを使った方がいいですかね。ちょっと何て言いよるとか私もわからんとですけど。

実際、特別委員会で審査をして、提案をされておることに対して文句を言うのはちょっと問題があるとは思いますが、ひと言申し上げます。今の説明の中で、国の関係の日当は 9,600円。ところが、普通の委員の日当は 5,800円から 5,500円。今説明によりますと、国の仕事だからそれは仕方がないんだ。自治体の仕事は、それは安くていいんだとか、国の仕事は高くて当然だとか、ものの考え方ですよ。本来こういうものなのか、自治体というのは、地方地方によって、そのようないわば価値観であり、そして、金に換算すると金額の差がある。もしそれが当然だということであつたら、地方分権で定められた、国が決めた公務員給与は、そのままこちら辺の自治体で適用されて、我々民間委任の日当は国のものよりも安くて当然だという考え方、今後は恐らく、地方分権が徹底してくれば、国が決めた公務員の給与がそのまま適用されるということは、恐らくその考え方は変わっていくだろうとは思いますが、国が決めたものは動かさない。地方のものは地方の現状に値段を設定する、非常に混乱しています。今は、こういうことを言っている。5,800円と 5,500円の、300円の違いはどういう意味ですか。公平委員とか、それから、固定資産評価委員、これは年額ですよ。それを300円上げた価格をもって設定した。不愉快だと思うんです。この 300円の差という

のは。普通の委員は 5,500円で、なんかちょっと偉そうな委員会は 300円高い。全く不愉快です。

それから、5,500円の設定。例えば、公務員が日割り給与にしたらいったい何万円になるのか。5,500円の普通の民間の給与を日割りにしたらそのくらにしかないと言っているのか。百姓の代表が一般の会議に出て、あんた方は 5,500円くらいしかないだろう。それから給食関係の会議に出たお母さんこれくらいしかないだろう。そんなものは人がつくった原案に対してこの様な発言をすることは誠に失礼と思いますが一言言っておきたい。基本的な問題として申し上げておきます。

吉山会長

今のは御意見ということなんだろうが、これは、業務の違いなんじゃないかなというふうに思います。例えば、ここの 5,800円と 5,500円、それは経過もありますし、そういう状況の中で、それぞれの自治体で違った報酬額が設定されている。それをどう一本化していくよということの中には、当然ひとつの考え方として、国の基準というものは、これを基準とするというのは、これはこれで必然性があったんだという、今検討委員会でも理解をされておった。そのことが、私は結果、地方分権審議会の流れの中で、あるいは、地方分権というもろもろを侵すものではない。確かに高く評価をしているんだという部分もあるんですが、調整をしなくちゃならんという過程の中で、いろいろな動きがあったんじゃないかなという対応をして、そういう検討委員会の答申に向けての理解を出していただいたということでございますので、協議会として一つの案を示したということでございます。

その他、寺澤委員。

寺澤委員

報酬検討委員会での結論として提案があっている。今事務局の方からそれぞれ説明はありましたけれども、このことにつきましては、私どもも議会の理解をやっぱり求めなければならない。こう考えています。そういうことから、今少し、特に特別職、それからまた、市政嘱託員、これにつきましては、平戸市あるいは五島市ということで、減額に準じたということでございますけれども、具体的に資料によって提出していただければと思います。

吉山会長

はい。田中委員。

田中委員

報酬検討委員会からの報告がありましたけれども、市長の減額が 18,000円ですけれども、議員の減額が 27,000円なんです。現行委員の減額もありますけれども、例えば、議員が 322,000円のうちの 27,000円減額。これに対して市長は、800,000円に対して 18,000円。議員報酬が 27,000円減額というのは分かるんですが、市長が 18,000円というのは、議員報酬に対して市長の報酬の減額が少ないというのは、ちょっとおかしいなと思います。市長の減額が 18,000円で納得できるのか分かりません。その他に行政委員会関係がありますけれども、委員の仕事の内容も分かりませんので、金額についても高いか安いかわかりませんので、その辺についてお尋ねします。

それと、あと調整方針の三つの方針のところなんですけど、松浦市の現行報酬に合わせるということなんですけど、あくまでも人口格差が数字が出やすいので、こういう数字になったということ。1市2町の生活状況や、そちらの方も考慮していただければいかがかなと。その生活状態のレベルによって、自分の給料をいかに保つかということを再認識してもらいたいと。私の意見でございます。

吉山会長

はい。このことにつきましては、報酬検討委員会の中で、検討経過の中で考慮されたのかということでございますが、前段は市長の報酬が民間の報酬の減額より小さいんじゃないかというご意見でございました。それから、寺澤委員からは資料が欲しいんでということでもございましたが、基本的に私は、経過からすれば報酬の根拠を示すべきだなと、それだけ議論がなされたという報告を受けておりますので、そのことについて、事務方として今の三点報告があれば、そのうえでお願いしたいと思います。

末吉総務部会長

最初に田中委員から。

市長の減額と議員さんの減額幅は違うというような御意見ですよね。先ほど、最初に申し上げましたとおり、また、五島市と平戸市とを含めまして、その人口の減とか、お互いの市とか町の、そういうものの市長職でどれぐらいが使われているかというところの金額で、報酬額が 800千円と、一つの収斂ということで減じた訳ですけれども、五島市と平戸市の人口格差を考えてやるということが基本でありましたので、五島市と平戸市そのものも、市長に対するそれぞれの、助役とか収入役、議会の議員とかいう、割合が、五島市と平戸市を見て

も、それぞれ違うんですよ。それで、今回新松浦市の報酬額を決定した際には、五島市の場合、五島市の市長に対して助役が幾らか、一つの割合が出てきますよね。五島市の場合は五島市の市長に対して五島市の助役は市長の何%か、金額の割合がそれぞれ出ます。平戸市についても、それぞれ市長の報酬額に対して、助役以下の報酬額の割合が出てきます。両市の間にも若干その割合そのものの誤差、違いがございましたので、新松浦市においては、そういうふうな、申し上げた五島市と平戸市のそういう市長に対する役職ごとの割合、これの平均をとった訳です。

そうした場合に、結論から言いますと、市長を 100とした場合に、新松浦市の場合は助役を 82%、収入役は 73%というような割合で、この 2 市の平均額を求めてきた訳です。議会議員さんの減少額と、先ほどの新市の市長の減少幅が違うんじゃないかと御意見があったのは、もともと松浦市の議会議員の報酬が、五島市や平戸市と比べて高かったということがありまして、一つの議会の議員さんの報酬でいきますと、五島市が 335千円、議会議員ですね。新平戸市が 326千円に対しまして、松浦の議員の報酬が 349千円ということで、人口規模のところを考えると、逆に松浦市の方が高いという状況にございます。その結果、市長に対する割合を先ほど申したようなパーセントに出した場合に、市長に対する議員の報酬の割合というのは 40.33%ですから、今までの松浦市とかの報酬は抜きにして、新市の報酬としては今言った五島市、平戸市の平均報酬額、これを新市長の 800千円にかけた数字として出したものでございます。その開きが先ほどの市長の差と議員の差というふうな開きの違いということでございます。

それと、先ほど寺澤議員から御意見がありました、それぞれ議会等への報告というか、説明資料をとということでありましたので、若干資料の内容については検討させていただいて、わかりやすいようなものを準備させていただきたいと思っております。

#### 寺澤委員

この検討委員会の結果を添えろと申し上げた訳じゃないんですけど、やはり、それぞれの今まで 1 市 2 町それぞれ異なった行政運営そういう中から、かなりいろんな問題がやはり理解し難い問題がある、そういう意見が出ておりますので、極力一番市民が関心を持っており問題でもございます。したがって、私どもとしても、議会の中で十分説明責任を果たしていくということからも、特に、私たちの報酬の決定の根拠、経緯、それから、五島市、平戸市等々の人口がどういう形になっておるのか。その辺のことも、やっぱり知恵を出していただ

くということもあわせて、先ほど話がありましたように、市政嘱託員の年棒につきましても、もう何十年と松浦市には議員の1カ月の議員報酬ということを利用して定められて、ここに至っておるといふ、背景がある。しかし、このことにつきましても、福島、鷹島も含めてどういう形の中でこの報告というものが決定をされたのか、ここら辺の背景についても一つ、詳しく資料を求めます。

吉山会長

最初の部分については、今説明があるかと思いますが、(発言する者あり)

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

今寺澤委員のちょっと具体的に意見がありましたけれども、この検討委員会の皆様方で、相当熱心に議論していただいたと思いますけれども、できれば、この検討委員会の中で、どのような議論を経てこのような結果になってきたのか。やはりそれぞれの役割といったものの1市2町組み合わせで、この議論をやってきた訳ですから、どういった議論をされたのかというようなことについては、やはり示していただきたいという先ほどの委員の報酬もそうですし、市長の報酬というものももちろんそうだと思います。1市2町そのまま新しく新松浦市になるという、住民の中から代表を選んで、そしてそれぞれの議会議員の報酬がどうあるべきかという議論をやっている訳ですから、その背景が全く示されてない訳です。だからこそ、こういったいろんな意見が出てくるんじゃないかなと思いますので、できればこの検討委員会の中で、どのような議論が主な議論なのか、そしてまた、委員会ではこういうものがあったということを示していただきたいと、その上でこれは協議すべき事項じゃないかと、私はそのように思っております。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。

今のお二人の御意見にお答えさせていただきますが、まず、検討委員会の経過がどうかということから議論がございました。その関係とか、各委員さんからいろんな資料の提出を求められたと、こういう議論の経過ということがございましたので、今説明を、それぞれの委員さんとの御意見と、それに伴って提出いたしました資料を協議会にお示しをしたいというふうに思っております。

それから、寺澤委員からお話ございました議員報酬と嘱託員報酬については、いろいろ議

論がございましたが、この検討委員会で検討するのは避けて、この議員報酬と嘱託員報酬の関係については、新市にゆだねることがいいんじゃないかということから、今回は中間、平均値をとったところでの額の決定といいますが、答申というのがなされたところでございます。

吉山会長

要請のあった資料につきましては、極力わかりやすく整えまして、検討委員会の答申を尊重するかどうかという議論は改めてさせていただきたいと思います。ただ、私としては報告の検討内容につきましては、納得の行く内容だなという思いは持っているということだけはつけ加えさせていただきたいと思います。このことは誓約するものではありません。

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島山口です。ちょっとお尋ねします。先ほど各種委員については、費用弁償やるということでございますけれども、他の委員さんについては、ない訳ですね、その辺のお尋ねをしたいと思います。他の委員さんについてもあるものか。それから、地区の嘱託員の件ですけど、今単独で地区嘱託員がある訳ですけども、新市になった場合に、連合会としてやっていくのか、そのときの費用とかその辺を少しお尋ねをしたいと思います。

吉山会長

今はちょっと質問がありましたけれども、要は、今議論になっておる議員さんのみならず、他の設定されている各種の委員さん方々の報告について、説明をいただきたいということですか。ゆっくりお願いします。

山口委員

簡単に言うと、先ほども費用弁償をやるということだったんですけども、それぞれの委員さんにやるものかお尋ねします。いろいろ書いてありますけれども。どの委員さんまでやるのか。それから、地区の嘱託員の件ですけども、今単独でそれぞれに地区嘱託員がある訳ですけども、これが松浦市になった場合に、連合会としてできるものかと。そのときの費用とかいろんなものがどうなるのかお尋ねしたいなと思います。

吉山会長

その他の委員さんの費用弁償。

末吉総務部会長

その他の委員さん、日額 5,500円で設定した金額というのは、費用弁償なんですけれども、一応先ほど幹事長の方からお話がありましたように、今松浦市内の場合は、全然費用弁償をやっていなくても、4,900円の日当で来ていただいて、会議をさせていただいているんですけれども、今回、合併することによって鷹島とか福島とか、ほとんどの会議が松浦市役所あたりでやるということになると思いますけれども、そういった場合に、日当だけで船賃、それから、市役所あたりまでのMR料金というものを支払って、1日費やして、それだけの日当で低い額でやっていくというのは容易じゃないと思います。一応今回費用弁償をすることは、仮に松浦市役所の方で会議があった場合に、鷹島や福島の委員さんに対して、せめて船賃そして電車賃というものを別にみていこうということでの費用弁償であります。

それから、囑託員、合併した際に、今の松浦市の場合は旧4町の囑託員さんのグループがありますけれども、一つの連合会組織を持って自治会連合会として、組織をとっておられます。それがあって、市の事業などの伝達もうまくいく訳でありまして、やはり新市になりましたら、今の福島地域の駐在員、これが囑託員というような呼び方ですけれども、今の福島の囑託員さんも鷹島の囑託員さんも新市においては一つの連合組織を持って、その中で自治会としての運営についての取り組みをやっていただいた方が、市との関係ということについてもいいんじゃないかと思います。

吉山会長

山口委員さんの最後の方は、数が多すぎるんじゃないかということですね。

山口委員

松浦の基本は分かりませんが、松浦の基準にしたときに福島、鷹島がそのままいいのか分かりませんが、また、連合会にしたときの費用とか報酬がどうなるのかという質問です。市のほうで賄っていただけるのか。

末吉総務部会長

実際、仮に連合会として組織を使った場合の運営費に対する新市からの補助というものは、支援等については別途今後協議されるという形になります。

吉山会長

はい、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

では、ここで、この問題は一旦区切りといたします。その上で申し出がありました資料等を整えて、次回にこの報告についての結論を見出したいと思います。

では、そういうことで、このことにつきまして整理をさせていただきます。

ここで若干休憩をいたします。10分間休憩したいと思います。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

吉山会長

それでは、協議を再開させていただきます。

先ほどの報告第4号につきましては、部会で協議をしまして再提案させていただきます。

引き続き、調整結果報告第5号、協定項目20号でございます。国民健康保険制度の取扱いに関することについて議題といたします。

事務局より説明願います。

平原保険年金部会長

それでは、調査結果報告第5号（協定項目20号）国民健康保険制度の取扱いについて御説明を申し上げます。

国民健康保険制度の取り扱いにつきましては、去る第5回協議会で確認をいただいておりますが、一、二点につきまして、合併までに調整するといたしております、もう1回具体的な調整が終わりましたので、調整内容を御説明いたします。

私、保険年金部会長の松浦市の平原と申します。座って説明を申し上げます。

議案は、10ページでございます。

まず、1点目の葬祭費の支給額についてでございます。1市2町の支給額に相違があり、鷹島町におきましては火葬場使用料との関連もございました。この火葬場使用料を考慮した分につきましては、この後住民環境部会の方で調整が行われておりますので、御報告があらうかと思えます。

ここで、国民健康保険葬祭費の支給額につきましては、同一の保険者でありますことから、支給額を統一することといたしまして、その額については、松浦市の例によることといたしております。支給額は1件25千円でございます。

次に、国民健康保険運営協議会委員の定数等でございますが、これにつきましては、1市

2町の現況や類似団体の定数等を勘案いたしまして、「被保険者代表4人、公益代表4人、保険医・薬剤師代表4人の計12人、任期は2年とする。」といたしております。

以上、簡単ですが、調整結果報告第5号の説明とさせていただきます。

吉山会長

ただ今、調整結果第5号（協定項目20号）国民健康保険制度の取扱いに関することについて、詳細と運営協議会について、調整が整った旨の説明が終わったところですが、御質問・御意見を受けたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、よろしいですね。それでは、この調整結果報告第5号（協定項目第20号）国民健康保険制度の取扱いに関することについて、協議会として了承したということで整理をさせていただきます。

次に、説明する部会長の関係で順番を繰り上げまして、調整結果報告第9号、これは協定項目29号でございますが、各種福祉制度の取扱いに関すること（その2）について議題いたします。

引き続き保険年金部会長から御説明願います。

平原保険年金部会長

調整結果報告第9号（協定項目29号）各種福祉制度の取扱いに関すること（その2）は、介護保険についてでございます。

これは、議案の35ページでございます。

この介護保険につきましても、去る第5回合併協議会で確認をいただいております。そのうち2点につきまして、合併までに調整するといたしておりましたので、調整を終え、今回具体的にその内容を説明させていただきます。

まず1点目の事業計画策定委員会の委員の定数等でございますが、これにつきましては、1市2町の現況や類似団体の定数等を勘案いたしまして、「委員数20名以内、任期は3年とする。」といたしております。

次に、訪問調査でございますが、各市町で相違がありましたが、平成17年度から松浦市が自前で認定調査を実施いたしております。新市になりましても同様に実施をしたいと思いますので、「訪問調査につきましては、松浦市の例による。」といたしております。

以上、調整結果報告第9号の説明とさせていただきます。 すみません、「17年度については、旧市町の例による。」ということで、ただし書きをつけております。

以上でございます。

吉山会長

ただ今、調整結果報告第9号（協定項目26号）各種福祉制度の取扱いに関すること（その2）について事務局より説明がありましたが、御質問・御意見はありませんか。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。

今の介護認定審査会については、委員16名ということですが、この16名に、それから設定をされたその内容については、どういうことで16名にされたのかお尋ねです。

吉山会長

計画策定委員会ということですね、どうぞ。

平原保険年金部会長

計画策定委員会につきましては、現在松浦市の例規の上では20名以内といたしておりますが、実際18名の方に委嘱を行っております。そういうことで、松浦市の例規を参考にしながら、各代表につきましてもそれを参考にしながら20名以内ということで決めさせていただいております。

寺澤委員

今、松浦の、前にも言った訳ですけれども、結局大きく区域が広がっているという、当然これにかかわる方々についてもかなりその構成人員等々も必要になってくるんじゃないかという考え方からお尋ねしておる訳ですけど、その点についても、合併についても今までと結局一緒というようなのがひとつの基本的な考え方ということで、提案されておるようですが、そのことについてはいかがでしょうか。

平原保険年金部会長

新市における人口規模としては、20名以内で十分であろうという考えがまず1点ございます。そして、20名の構成でございますが、これは松浦市の例として今出させていただきますが、市議会から1名、学識経験者から1名、保健医療関係者から2名、福祉関係者から3名、被保険者代表ということで6名、そして行政から5名、合わせて18名を委嘱いたしております。

す。

新市における委員の構成につきましてですが、基本的には市議会、学識経験者、保健医療関係者、これは守っていきたいと考えております。ただし、被保険者の6名のところでございますが、現在松浦市におきましては、松浦商工会議所、ながさき西海農業協同組合、漁業協同組合、市老人クラブ連合会、婦人団体、それから、市自治会連合会ということで、この6社から1名ずつを出していただいております。

新市におけるこの被保険者代表部分でございますが、今現在検討中でございますが、おおむねの考え方といたしまして、市自治体連合会代表ということで7名、これはそれぞれの町代表の自治会連合会長さん7名プラス市老人クラブ連合会の代表、それから、市婦人団体の代表、合わせまして9名、被保険者代表6名を9名程度に増やして、それぞれの地域の実情を反映できるような策定委員会としたいということで、検討を加えております。

以上です。

吉山会長

よろしいですか。他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質問・意見もないようでございますので、調整結果報告第9号、各種福祉制度の取扱いに関すること(その2)については、協議会として了承したということで整理をさせていただきますと思います。よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、引き続き調整結果報告をいたします。調整結果報告第6号(協定項目22号)電算システム関係の取扱いに関することについて議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

永野企画部会長

企画部会の永野でございます。

調整結果報告第6号(協定項目22号)電算システム関係の取扱いに関することについて、御説明申し上げます。

議案13ページでございます。よろしく申し上げます。

電算システム関係の取り扱いにつきましては、住民サービスに直接関連する電算システムについては、サービスに支障がないよう合併までにシステムを統合する。財務会計及び給与

・人事管理システムについては、合併までにシステムを統合する。そして、去る第7回協議会において御確認をいただいておりますが、その他の電算システムについては合併までに調整するをいたしておりますので、その具体的な方向性について、調整結果の御報告をいたします。

14ページをお開きください。

建設関連システムの土木積算については、統合する必要がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。建設関連システムの公営住宅、農業関連システム及び公営企業会計システムについては、合併までに統合する。図書管理システム、地図情報システム、グループウェア、情報端末設置については現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新市の情報化委員会で統合について協議するをいたしております。

以上で説明を終わりたいと思います。

吉山会長

ただ今、調整結果報告第6号（協定項目22号）電算システム関係の取扱いに関するることについて、事務局より説明がございましたが、御質問・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、特にないようでございますので、調整結果報告第6号（協定項目22号）電算システムの関係の取扱いに関するることについては、協議会として了承したということで整理をさせていただきます。

次に、調整結果報告第7号（協定項目26号）消防、防災関係の取扱いに関すること（その1）について議題といたします。

事務局登壇願います。

ちょっとそのまま御報告をしておきますが、音響が非常に悪いようでございます。これから先の会議に支障を来しますので、急遽シティホテルを予約いたしましたので、午後からはシティホテルに御移動をお願い申し上げたいと思います。後もってお知らせをします。

それでは、調整結果報告第7号（協定項目26号）消防、防災関係の取扱いに関すること（その3）について御説明願います。

末吉総務部会長

それでは、調整結果報告第7号（協定項目26号）消防、防災関係の取扱いに関すること

(その1)について御説明いたします。

議案の15ページをご覧いただきたいと思います。

消防、防災関係の取扱いに関すること(その1)について、次のとおり報告するものでございます。

消防団については、合併時に統合する。新市における組織、報酬、手当については、別紙のとおりとするという提案でございます。

消防団につきましては、合併時に統合するということで、調整案を決めておりますけれども、消防団に関する調整事項に関しましては、1市2町の正副団長おのおの3名ずつにお集まりいただきまして、消防団正副団長合同会議を3度にわたり開催いただき、事務調整班とともに合併後の非常備消防、いわゆる消防団統合に関する事務調整を行い、その組織並びに報酬、手当について調整を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、合併後の消防団の組織についてでございますが、別紙資料、お手元の議案の17ページでございます。

御承知のことと存じますが、消防に関しましては常備消防、非常備消防を問わず、住民の生命と財産を守り、安心して日常生活を送るためにはなくてはならない行政施策の一つであります。

今回の消防団統合に関しましては、松浦地域の合併に伴い、その行政区域が広域となり、火災発生の際には各地域単位での迅速な消防活動が求められます。1市2町の消防団組織の統合に当たっても、火災現場における的確な指揮系統の統制が必要であり、この調整については、現松浦市が旧町合併の折に組織として団長、副団長に次いで本部分団長5人の役職を置き、この本部分団長が現場指揮者として団員を統制し、現状としてうまく機能していることを念頭に置きまして、今回の合併に際しても現松浦の旧町単位と福島、鷹島を合わせたところで本部分団長7人体制をもって、新市の消防団組織を構築するものとしたものであります。

また、統合に際し、幹部職の任期2年間を限度とし、統括副団長2人と副団長4人を設置し、団長以下、統括副団長、副団長、本部分団長から構成する本部体制をもって新市消防団を構成する考えでございます。統合後2年間に関しましては、この本部体制におきまして、統合によって生じてまいりますいろんな消防団の分団の統合問題、団員数の調整等の諸問題に取り組み、あわせて組織としての簡素化を進めることとして、資料の右側に記載しており

ますとおり、合併の構成へと移行することとしております。

次に、消防団についての報酬、手当等の調整でございますけれども、お手元の資料の議案の18ページに関連資料がついておりますが、資料に記載しておりますとおり、特に団長以下幹部団員報酬につきましては、1市2町でかなりの開きがありまして、調整方針としましては、現に松浦市を始め県下各市の報酬額の算定には国が定めております地方交付税の算定基準を用いることから、報酬額はこれに倣い調整を図ったものであります。さらに、現松浦市の消防団で行っております団員の互助会制度を設け、団員の慶弔に関する福利厚生を継続することで意見の調整が行われております。

また、手当に関しましても、もともと1市2町でその種類、単価、交付内容に差異があり、現行手当を基本としての調整は困難でありますので、新市におけるこの手当に係る調整といったしましても、報酬の調整で基礎とした交付税が示す基準単価を用いることとし、訓練手当、出勤手当ともに6,800円を年間手当額として設定したものであります。

また、ラッパ手の手当として、出初式等に備え相当の訓練が必要であるとの観点から、同手当について年額9千円の額を設定したものであります。

なお、報酬、手当の調整に関しましては、他に分団運営に関する補助金、本部活動に関する補助金、研修あるいは操法大会出場に関する補助金、並びに団員の福祉共済に係る負担金等といった非常備消防に要する全体的な経費との調整が必要であり、今回の調整算定額に対しましては、1市2町が非常備消防費として要しております昨年度の決算額を参考に、この決算額を下回る額内での調整を行ったところであります。

次に、消防団の諸行事に関することでございますけれども、その主なものとしては、出初式についての調整、防火パレードの実施調整、操法大会出場の対応等について調整が行われたところでありまして、細部の調整については、再度合併前に正副団長会議を開催し、取り組むこととしている状況であります。

以上で消防団の統合に伴う組織、報酬、手当の調整に関する報告を終わります。

吉山会長

ただ今、調整結果報告第7号（協定項目26号）消防、防災関係の取扱いに関すること（その1）について事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見をお受けしたいと思います。特にございませんか。山口委員。

山口委員

福島の山口です。

福島町について御説明いただいた訳ですけれども、団員の方については報酬についてはかわらんような感じを受けますけれども、団長さん、それから、副団長さん、分団長だけが、非常に福島の場合に、高いのかもしれませんがけれども、急激な、要するに3分の1ぐらいの報酬になっておる訳ですね。近傍の市がそうなおるからということで決めてあるようでございますけれども、それで消防団長会議の中でおそらくその話も出たかもしれませんがけれども、あまりにも少ないという感じを受けます。自分でも分団長をしたことがあります。市町のトップでやられたそうですから、それこそ審議された訳ですから、別に問題なかですけれども、こんな気持ちでもいいのかなという感じを受けますけど、その辺はどう話がなされているのか。

末吉総務部会長

費用の負担を、消防団長さんの報酬額がかなり開きがありました。福島、鷹島2町で言いますと約200千円前後の報酬、それに比べまして、現松浦市から70千円、80千円ということで、約2割ちょっとほどの開きがありまして、消防団長はそれぞれ同じでありますので、福島町や鷹島町については、団長ということで、町長から任命を受けた場合に、団長であるがために地域の冠婚葬祭、そういうものにも結構呼ばれるということで、そういう折に、報酬は200千円前後と高くありますけれども、その都度ごとに団長としてお祝いとかそういう慶弔費を賄ってきた現状であるし、分団での懇親会等についても、団長さんが手出しで賄いをやっていたというような現状もお聞きしております。そういったことで、いわゆる団長という役職がある限り、個人負担が結構あったということもお聞きしておりますので、これが松浦市の例で言いますと、先ほど言いましたように、消防団として一つの互助会を設けて、団長として慶弔に要する費用とかについては、消防団組織の互助会の中で賄うというふうな違いもございました。先ほど申し上げましたように、新市においては、そういう団長職であるために個人負担が生じるというようなことがないように、全体として互助会を設けてそれに対応するという方法をとっていけば、実際の業務上は差し支えないんじゃないかということでの話し合いが出てきております。

山口委員

福島の山口です。

これにつきましても、今から質問することにつきましても、昨日担当の方から実は受けた訳ですけれども、互助会という組織がある訳ですけれども、それは当然やめれば退職金が支払われることと思います。5年間さかのぼってやってもらっている話を受けた訳ですけれども、当然それは下がれば下がる訳ですね。仮にあと2年くらい消防団におれば、退職金にも響いてくるんじゃないかなろうかと思えますけれども、その辺のところを余りにも金額が高いというのが、ですから心配ですけれども。

末吉総務部会長

退職金の問題でございますけれども、報酬に対しての退職金という設定ではございませんで、各階級によっての額が決められておりますので、報酬が少なくなっても、例えば、分団長であれば分団長の欄に5年ごとの年数によって額が決められておりますので、報酬が低くなってもその額というのは変わらないというようなシステムになっております。

池水委員

松浦の池水です。

今の報酬ですが、鷹島、福島についてなぜ高いか、地区の風習だという説明があったかと思うんですが、じゃあ価格を直したからといって地区の風習が直るのかという話が逆に必要だと思うんですけれども、その辺のところはどうかとお尋ねします。例えば、地区の風習が変わらずに、このままだと恐らく誰もなり手がいないというふうな話にもなりかねんのかなと思うんですが、片方にそういう部分の地区の風習についての公費に対しては、何らかの方法で考慮していくような形をとられるということにしていったら。

末吉総務部会長

この風習というか慣習というか、の部分ですね。その慣習を直すというのはちょっと無理でございましょうし、先ほど言いましたように、例えば、今までは福島や鷹島で何かお祝い事があったりした場合に、団長として呼ばれて、そこでお祝いがあったり、そして慶弔のですね、いろいろな費用負担があった訳です。それも、その分について特に町からだとか消防団から出ているという訳じゃなくて、どうしてもやっぱり団長の個人的な負担というところが今まであった訳です。先ほど言いましたように、そういうものに対する地区の慣習に対応するような、形としてはやはり個人負担というのがなかなか難しいところがありますので、先ほど言いましたように互助会制度を設けて団員それぞれ一定額を持ち寄って、その中で消防団の団長としてそういう経費を必要があれば互助会費からこれを賄っていくということで

考えたところでございます。

池水委員

互助会から賄うということですけど、その互助会費というのは、もうこの中には含まれていないということですね。これ以外に互助会費として別枠で組むということですか。それとも、この年間報酬の中から幾らか負担していただいて賄うというような形でとられるんですか。

末吉総務部会長

互助会費から、それぞれ団員が受け取った報酬の中から自分たちで定額を決めてそれを持ち寄るのが互助会費です。

池水委員

だとすれば、かなりの減額の中から、なおかつまた、松浦においてはさほど変わらないので、余り松浦の地区においてはそういう慣習制度が割と少なかったんだと思うんですけども、福島、鷹島についてはそれが慣習として定着しているというのであれば、これはかなり額という部分が大きなウエートを占めてくるんじゃないと思うんですけどね、これだけの減額された中で、なおかつ互助会制度でそれを賄っていくとなったときに、それが実際やれるのかどうかという部分のところは、判断の基準としてとられる訳ですか。

末吉総務部会長

すべて松浦市が旧町合併して、新市になって、消防団の規模の互助会というものを持っていますので、今度は合併後も当然消防団員数も増えていきますよね。という中で、現松浦市の枠に加えて、福島、鷹島の地域枠が広がったといったことで、それにあわせて団員数については互助会で規模も大きくなってきますので、その中で当然松浦市の例に倣ってやっていけるんじゃないかというふうな判断です。

寺澤委員

この問題につきましては、特に消防組織のそれぞれの団員、そういう方々との意向というものは把握をされて、そういう一つの提案という形で出されておるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

末吉総務部会長

説明の冒頭に申し上げましたとおり、今回の消防団の統合。それからそういう諸手当の調

整。先ほど言いましたように、報酬の中でも旧2町の団長さんと松浦市で全然違う、そういうふうなことで、今後消防団についての運営の問題ということで冒頭申し上げたように、消防それぞれの1市2町の消防団の団長と副団長とそれぞれお集まりいただいた中で、調整作業を行いました。

吉山会長

他に。よろございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質問特にないようでございます。それでは、ただ今の調整結果報告第7号、消防、防災関係の取扱いに関することにつきましては、協議会として調整内容を了承したということで整理をさせていただきます。

それでは、午前の報告協議を一旦ここで区切らせていただきたいと思います。

大久保事務局長

それでは、先ほど会長の方から連絡がありましたとおり、午後からはシティホテルの2階の方に会場を移したいと思っております。午後の開始は午後1時といたしたいと思っておりますので、よろしく移動等に御協力をお願いします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

吉山会長

それでは、協議を再開させていただきます。午前中と会場を変えてということで、大変皆様方にはご迷惑をおかけしました。午前中同様熱心なご議論を期待して再開をいたします。

それでは、調整結果報告第8号（協定項目29号）各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

諸石保健福祉部会長

保健福祉部会の部会長をしています松浦の諸石でございます。座って説明をさせていただきます。

調整結果報告第8号（協定項目29号）各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）の合併までに調整する調整結果につきまして御説明いたします。

議案の22ページをお願いいたします。

児童・母子寡婦福祉関係でございます。児童手当の支給日につきまして差異がありますことから、「支給日については、松浦市の例による。」といたしております。

次に、母子、父子家庭児童入学祝金支給についてですが、単独での補助は松浦市と福島町で行っております。支給の内容が異なっておりますことから、調整の内容を「松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。」といたしております。

次のページをお願いいたします。

高齢者福祉関係で、介護予防・生活支援事業につきまして、事業内容、実施方法につきまして調整を行っております。

まず、転倒骨折予防教室・痴呆介護教室、筋力向上事業、デイサービスにつきましては、介護保険法の見直しが現在行われておりますことから、調整内容を「介護保険法の改正に合わせ事業の見直しを行う。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。」といたしております。

次に、ショートステイですが、松浦市のみ事業を行っておりますので、「松浦市の例による。」といたしております。

次に、ホームヘルプサービスについては、1市2町で実施しておりますが、委託料及び利用料が異なっておりますので、調整内容を「松浦市の例による。委託料、利用料については、介護保険の単価を参考に設定する。」といたしております。

次のページをお願いいたします。

配食サービスにつきましても1市2町で実施しておりますが、委託料及び利用料が異なっておりますので、調整内容を「サービスの内容は、現行のとおりとする。委託料、利用料については、委託先との協議により統一化を図る。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。」といたしております。

次に、外出支援サービスですが、松浦市のみ事業を行っておりますので、「松浦市の例による。」といたしております。

次に、家族介護教室につきましては、福島町と鷹島町で実施されておりますが、介護保険法の見直しに伴い、調整内容を「廃止する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。」といたしております。

次に、家族介護慰労金支給ですが、松浦市のみ事業を行っておりますので、「松浦市の例

による。」といたしております。

次のページをお願いいたします。

家族介護者交流事業、介護用品支給については、松浦市のみ事業を行っておりますので、「松浦市の例による。」といたしております。

次に、緊急通報システムですが、松浦市と鷹島町は同じ内容で、福島町については内容が異なっております。調整内容は、「現行のとおり新市に引継ぎ、平成18年度から統一することで委託先等の調整を行う。」といたしております。

次に、訪問理容サービスにつきましては、松浦市のみ事業を実施しておりますが、調整内容を「廃止する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。」といたしております。

次に、日常生活用具給付等ですが、1市2町で国の要綱によって事業を行っておりますので、「現行のとおりとする。」といたしております。

次のページをお願いいたします。

寝具類洗濯乾燥消毒サービスです。松浦市のみ事業を行っておりますので、「松浦市の例による。」といたしております。

次に、在宅介護支援センター経営及び高齢者サービス調整チームにつきましては、介護保険法の改正に伴い、在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行が行われますことから、調整内容を「廃止する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。」といたしております。

次に、ねたきり老人介護手当支給につきましては、26ページに記載しております家族介護慰労金支給事業と類似しておりますことから、調整内容を「廃止する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。」といたしております。

次のページをお願いいたします。

敬老事業でございます。福島町では、本年度より松浦市に準じた形での敬老事業に変更されております。また、鷹島町は、町と地区の共催により実施されておりますが、調整内容を「松浦市の例による。」といたしております。

次に、高齢者福祉に関します単独事業でございます。松浦市、鷹島町で実施されており、調整内容を「現行のとおり新市に引継ぎ、必要に応じて合併後調整する。」といたしております。

次のページをお願いいたします。

障害者福祉関係でございます。身体障害者事務、知的障害者事務、障害者（児）手当につきましては、福島町、鷹島町は県北福祉事務所の所管でありましたが、合併後は松浦市福祉事務所の所管となりますことから、調整内容を「松浦市の例による。」といたしております。

次に、支援費制度ですが、支払い事務につきましては、福島町、鷹島町は縣市町村社会福祉振興財団に委託しておりましたが、松浦市は単独での事務所処理であり、合併後も単独での事務処理が可能でありますので、「支払関係については、松浦市の例による。」といたしております。

次に、障害者福祉手当等につきましては、「廃止する。」といたしております。なお、身障者団体との協議によりまして、この財源を用いまして他の福祉サービスを充実させることとしております。

最後に、障害者交通費助成につきましては、松浦市、鷹島町で実施されておりますことから、「現行のとおりとする。」といたしております。

以上をもちまして、各種福祉制度の取扱いに関すること（その１）についての調整結果説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今調整結果報告第８号 各種福祉制度の取扱いに関すること（その１）について御説明が終わりました。これより質疑、御意見を受けたいと思います。はい、大畑委員。

大畑委員

広域の大畑でございます。

24ページのホームヘルプサービスですが、調整の具体的内容の中に、これの文面からすると、18年度もこの事業は実施すると解されるが、それでいいのかどうか。他の調整内容では介護保険法の改正に伴う云々と書いてありますが、この問題もそういうふうに抵触はしないかということですが、御検討の結果をお願いします。

それから30ページ、在宅介護支援センターがすべて廃止をされます。おおむね1市2町で中学校区に1カ所、それから全体で基幹型を1カ所設置しておりますが、この廃止をされることによって、受託事業をしている、特に鷹島町、松浦市においては、職員の整理、いわゆる首切りをしなければ、配置転換が介護保険の改正とあわせて非常に難しいところであります。地域包括支援センターで対応するというふうなお考えがございましたけれども、今まで

在介センターの職員、いわゆるケアマネジャーが地域のお年寄りと5年間のおつき合いの中で深い信頼関係を保ってきた訳であります。しかしながら、地域包括支援センターの設置になりますと、行政の方が一番多くサービスを受けておられる、要支援、要介護1の70%は地域包括支援センターでのケアプランということになる訳であります。そういうことから、これを廃止するという事は、ただ今申し上げましたように、この事業者は配置転換をするか、提供するかということになります。在宅支援センターの廃止について、おおむねいつごろ廃止をするという明確なことをお出しになるか、お尋ねをいたします。

以上です。

吉山会長

ただ今二つの点でお尋ねがございました。答弁をお願いします。

諸石保健福祉部会長

まず、ホームヘルプサービスの関係ですけれども、この分については、介護保険法でなく、老人福祉法に伴う介護予防・生活支援事業の一部として現在とり行っております。ただ、この分につきましても、介護保険法の改正に伴いまして、要支援1、要支援2、そういった方たちがどのような形でホームヘルプサービスを利用できるようになるのか、その辺がまだ明確にはなっておりません。ただ、地域包括支援センターの中で、そのケアプランをつくりまして、ホームヘルプサービスが利用できる状態になるだろうとは思っております。そうしたときに、自立と認定された方、そういった方は老人福祉法に伴うホームヘルプサービスを利用する形になる訳ですけれども、それも介護保険法とあわせた形でやっていかざるを得ないと思っておりますが、現在でもこのホームヘルプサービスが高齢者の方たちにとって有効なサービスに違いはございません。したがって、ここでは介護保険法の見直しに伴ってという文言は入れておりませんが、この制度は今後も引き続き必要な制度であるということで、このような記載をしております。

次に、30ページの在宅介護支援センター運営につきましては、これは介護保険法の改正に伴いまして地域包括支援センターを立ち上げなければいけません。この在宅介護支援センターにつきましては、老人福祉法にのっとった事業でございます。したがって、介護保険法が改正されますと、老人福祉法の中から「在宅介護支援センター」という文言そのものが消えてしまうという状況が生まれてまいります。そうなりますと、現段階では介護保険法の成立を見た上で結論を出さなければいけませんけれども、今の状況からしますと、廃止する

という方向以外に方向性が見出せなかったということでございます。

介護保険法が衆議院を通過しまして、参議院でまだ通過しておりません。それが通過しますと、政令等で事業内容等が示されることになっております。今のところ案という形でしておりますけれども、まだ、地域包括支援センターを各市町村でつくりなさい、先ほど中学校区域に言われましたけれども、人口3万未満のところについては1カ所でいいというふうな方向性が示されております。この地域包括支援センターにつきましては、保健師1名、社会福祉師1名、地域ケアマネ1名、最低その3名が必要であるというふうに言われております。これまでの在介センターでは、ケアマネの方がそれぞれ2名なりおられて、各ケアプラン等の指導等もされておりましたけれども、そういう事業内容をすべて地域包括支援センターにする形になるかと思えます。この分につきましては、政令が出てからじゃないと私どもとしては明確な答弁ができないという状況でございます。

吉山会長

よろしいですか。他に。はい、ちょっと待ってください、松本委員どうぞ。

松本委員

34ページ、障害者交通費助成です。これにつきましては、現行どおり実行するということですが、そうすると、福島だけがこれまでなかったですから、福島はしないということなのかどうか。そこら辺、余りにも差別があり過ぎるんじゃないかと思いますが、その点お伺いいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

諸石保健福祉部会長

障害者交通費助成につきましては、それぞれの市町で単独でやっている事業をそのまま載せております。例えば西肥バスとか、そういったものにつきましては身体障害者等であれば手帳を見せるだけで半額の助成がございましたけれども、松浦市の場合、乗り合いバスという、これはバス路線が通っていないところに市単独で運行している事業でございます。

特に精神障害者につきましては、今回障害者支援法が成立して10月から適用されると思えますけれども、それまでは知的障害者、身体障害者、精神障害者、それぞれの障害者ということになってまいります。現行のままでは、精神障害者についていろんな救済措置がないということで、松浦の場合は精神障害者福祉手帳をお持ちの方については乗り合いバスを半額

にするという単独の助成でございます。

鷹島町につきましては、鷹島の町営バス、これも単独の鷹島町だけの事業でございます、この分につきましては、あくまでも単独ということで考えております。

福島町については、単独のそういった事業がないということで、こういう助成についてはこれまで西肥バスしか運行されておられませんので、制度的には、身体障害者の方につきましては手帳を見せていただいて半額にすると。あくまでもこの障害者交通費助成は単独事業についてのみ記載をいたしております。

吉山会長

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、永田委員。

永田委員

福島町の永田です。25ページなんですけれども、配食サービスの件です。ただ今、「サービス内容は現行のとおりとする。」と、ずっと書いてあるんですけれども、わかりました。ただ、回数が松浦市、鷹島町、福島町で違いまして、福島町だけが7回となっておりますけれども、今後ずっと回数についてはそのまま続行していったほうがいいんですよね、その確認をとりたかったんですけれども。やはり、やっている場合に、食の自立支援というのに乏しい方が何名かいらっしゃいまして、それぞれ求めていらっしゃいますので、回数としては1週間の7回ということで、現行どおりのまま今後もずっと進んでいってもよろしいのでしょうか、その確認です。

以上です。

諸石保健福祉部会長

配食サービスにつきましては、ここに記載しているとおりでございますけれども、福島町は平成17年度から社会福祉協議会で週7回ということでされております。以前は週5回で、土日についてボランティア事業ということでされておりました。平成17年度からは週7回を最高としてやられております。

松浦市については、週5回ということで要綱等で謳っておりますので、そのようにしております。ただ、今後は、実際にその方が何食必要なのか、受け皿としては週7回受けられるような形で持っていきたいというふうに考えております。ただ、事業所によっては3日しかできないとか、5日しかできないという、そういうところがございます。

ただ、社会福祉協議会につきましては、松浦市、鷹島町、福島町が新しい社会福祉協議会になります。そうしたときに、契約するときにそれぞれの支所という形では契約はできないかと思えます。新しい松浦市社会福祉協議会と、新しい松浦市との契約になろうかと思えます。その中で、どのような契約内容に持っていくのか、その辺については今後詰めていかなければいけないと思えますけれども、民間事業者でも土日できる事業所もごございます。そういったところも踏まえながら、例えば、松浦市では社会福祉協議会は週5日しかできない、そういったときにどこかの事業所で土日をカバーできる、そうしたときに松浦市でも週7回も利用できるという形になってまいります。

ただ、福島町だけは、今のところ社会福祉協議会だけしか事業をやっておりません。そうしたときに、鷹島町だけが週3回という、ほかの松浦市、福島町の区域に比べるとサービスが少ないという状況でございましてけれども、今後、民間団体の参入等も考えられてまいりますので、その辺で週7回を最高としながら、実際に食が必要な回数だけを認めていくという方向で進めていきたいと思っております。

吉山会長

よろしいですね、はい。(発言する者あり)

大畑委員

広域の大畑でございます。今、週7回とおっしゃったんですが、週5回を限度として、5回を7日間で配していいという意味でしょう。

諸石保健福祉部会長

現在の松浦市としては、週7回のうち5回しか認めておりません。例えば、今までは月曜から金曜まで5食認めていた、火曜と金曜を減らして土日に持っていかとか、そういう形で松浦は現在やっております。ただし、今後は、国の補助としては食数は関係ありません。ただ、県の利用料についての補助が週5回を限度とするという指示はありますけれども、今後は本当に必要であれば7回ということも可能かと思えます。その辺については、新市の中では週7回を最高とする。ただ、事業所によって1回しかできないところもある。あくまでも利用者が本当に何食必要なのかということをも十分協議した上で、配食数を決めていきたいというふうに考えております。

吉山会長

よろしいですね。金内委員。

寺澤委員、もうしばらくお待ちください。金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。32ページの各種福祉制度の取扱いについてお尋ねいたします。

「現行のとおり新市に引継ぎ、必要に応じて合併後調整する。」ということになっておりますが、鷹島町においては黒島地区というのがございまして、この地域については、病院にかかられる場合、99%が御厨地区に通院をされているということで、交通便等の問題もあって6時30分からの船で病院に行かなければいけないというような状況であります。

鷹島町の診療所については、年間10名程度かかられればいい方じゃないかなというふうに思っております。そういうことで、本市で行われております飛島に対する補助をとられているような取り扱いができないもんかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

諸石保健福祉部会長

今の御質問については、この部会の中でも十分検討いたしました。特に、松浦市の離島であります青島、飛島、この中で、青島については診療所がございます。飛島については医療機関がないということで、飛島地区の高齢者について医療機関などにかかった場合、フェリー代を助成するというふうにしております。

したがって、黒島地区にも医療機関がございませぬので、黒島地区についても医療機関を利用する場合の助成については前向きに検討していこう、新市になれば当然、飛島と同じような状況でございますので、その分については、この制度を利用した形で、医療機関の航送料を助成するような形で進めていきたいというふうに思っております。

吉山会長

いいですね、はい。寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。34ページ、障害者福祉手当等ということで、この件につきましては廃止をするということで説明もありました。これは大体市内で今該当される方が恐らく240名ほどはいるんじゃないかと考えておりますし、なおまた、現在福島においては1級から3級までということで、それぞれ2千円支給、これもすべて廃止ということになるわけですが、先ほど担当の説明では、他の福祉施設へのサービスの方に回したというような御意向であっ

たと思いますが、これを全部廃止するという背景、その理由について、ひとつ説明願います。

吉山会長

はい、どうぞ。

諸石保健福祉部会長

障害者福祉手当等につきましては、松浦市の場合は身体障害者手帳1級、それから療育手帳のA1、A2、それも住民票が松浦市にある方のみ支給しております。松浦市で身体障害者手帳1級、2級所有者が約500名弱おられます。そのうちの半数近くの方に見舞金を出している状況でございます。

こういった障害者福祉手当に対する見舞金であれば、本来であれば手帳所有者すべてに交付するのが一番いい訳ですけども、一部の方のみに支給しているという状況がございます。そうであれば、障害者手帳、療育手帳を持っておられる方すべての方に対処できるような制度がないのか。一部だけの言い方が悪いんですけども、ばらまきのものよりも、全体的に網羅する何らかのサービスがないのか、その辺を身体障害者福祉協会と今後詰めて、何がいいのか、その辺をこの財源を利用しながらしたらどうだろうかという問題提案をしております。

最終的に、これ以上の福祉手当以外に策がないということであれば、これは廃止としていきますけれども、また継続しながら協議を進めていくのも一つの方向性かなと思っております。今の段階では一部の方のみにこの見舞金が支給されている、それよりも、手帳をお持ちの方すべてとはいかなくても、何らかの違う方策を考えられないのか、その辺を身体障害者福祉協会と意見交換しながら、もっといい制度があれば、一部の方だけにいくこういった見舞金じゃないものと考えたらどうだろうかということで考えております。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

今、担当の方から話がありました。一部の方だけに見舞金を出すということはどうなのかということで、広く何らかの方法はないかということで検討をしてきたということですけども、ここにはもう既に廃止をするということで提案をされておるんですね。だから、この問題は既に部会の中でも相当検討されて、こういう文言が入ってきておるといことになると、廃止をするということについて、先ほどの話によると何か別にいい案があればという

話でしたけれども、この一部の方といっても1級ですよ、言われている方々は、そういう方々に今日まで松浦としては5千円の見舞金を出してきた。それは一般的とは違うんですよ、そういう該当される方々は。私が言わんでもわかると思います。

私は、すべてがこういう現行そのものを存続せろという考え方は持ちません。合併しても大変厳しい財政状況を強いられることは当然ですから、少なくともこれは5千円の見舞金を半分にしてもやっぱり残していく、そしてその財源が残れば、広く別の方法も考えていくというふうなことをやっていただく必要があると私は思います。このことについて、もう一度答弁願います。

吉山会長

はい、どうぞ。

諸石保健福祉部会長

部会の中で、金額の5千円、福島町については2千円というふうにあるんですけども、金額の中身については検討しませんでした。この事業について先ほど言いましたように、この設立当初、見舞金を創設した当初は、やはり有意義なものだろうということで当然つくられたと思っております。ただ、今も制度としては、手当をもらう方については、この制度がいい手当であろうというふうに認識されていると思っておりますけれども、長崎県下の市の中では諫早市と松浦市のみがこの見舞金を実施しております。そういった中で、特に障害者関係については諫早市、松浦市が先行した形で、これまでもいろんな福祉制度についても組んでまいりました。

今回、この制度について、先ほど言いましたように一部の方という、そういったこともありまして、違う事業ができないのかということしかずっと検討しておりませんでしたので、この廃止する文言、また金額云々について、部会ではこういう方向性を示しますけれども、この協議会の中で違う方向性を見出していただけなければ、持ち帰ってまた検討してまいりたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。今の担当の方の話でほぼわかった訳ですけども、ただ、私は全体的に福祉の後退ということはやるべきじゃないというのが基本です。だから、あくまでも見舞金の一部

といえども、240名程度は該当していると思う。この方々が全廃ということじゃなくして、そこに何らかの、そこら辺の譲歩をしながら、ある程度残して、そういう中に徐々にほかの福祉施設に対するサービスを充当していくという形をぜひともとっていただきたいと考えておるところでございますが、先ほどの担当の話では、今後そういうことも含めて検討したいということでございますが、そうなりますと、この廃止をするという文言がちょっと理解されないのじゃないかと思いますが、そこら辺についてはどうお考えですか。

吉山会長

他の方々は、この件に関しての御質問はございませんか。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。障害者福祉手当の件でございますけれども、御説明では、単独事業だからここだけでやるよというようなお考えもあったようでございますし、また、これが一部の者にのみ支給されているという問題性もあるというような御指摘でございました。しかしながら、他の各項目を見てみますと、1市2町すべてが実行していない部門につきましてもある程度救済をされているという実態がございます。

今、前者が発言されましたように、やはりこの種の問題につきましては特に慎重に取り扱いをしていただきたいなと私自身も思う訳でございます。負担であるがゆえにとということでございますが、負担であってもやらなきゃならなかったから制度として設けてきた、こういう実態を十分ひとつお考えいただけませんか。

すべてを現状のままそのとおりとは申し上げませんが、やはり改革として残すべき課題である、私はそのように思う訳でございます。障害者福祉手当の取り扱いにつきましては、さらに慎重にひとつお願いを申し上げたい。したがって、この廃止するじゃなくて、さらに検討を加えるというようなことにしていただけたらと、このように思う訳でございます。

吉山会長

他に。はい、永田委員どうぞ。

永田委員

永田です。

私も今ずっとお話を聞いておりまして、寺澤委員さん、松瀬委員さんのお話を伺っておりまして、本当に福祉の後退があってはならないと思います。だから、それは金額がある程度落ちたにしても、廃止するという事は避けていただいて、現行どおりの形でとっていただ

きたいなというのが私の思いです。

吉山会長

今お尋ねになった方から障害者福祉手当等についての御意見がございました。廃止するということにつきましては、ちょっと乱暴過ぎはしないかということでの内容だったと思います。ただ、既得権という問題だけでは、やっぱり福祉という問題は解決できない部分もございます。そういったことを含めながら、専門部会としては調整を今日まで来たと思います。

ただ、御意見としてお三方から、明らかに、この部分についてはやっぱり存続、金額の多寡は別として対応しながら、他の福祉施策も含めて検討すべきじゃないかという趣旨の御発言があった訳です。そのことを踏まえて、専門部会長としてどう考えておるのか、考え方を整理させたいと思います。

諸石保健福祉部会長

寺澤委員、松瀬委員、永田委員の方から意見がございまして、一応部会としては廃止するというふうにしております。その概要をもって身体障害者福祉団体との協議を行って、他の福祉サービスを考えるようにしてありましたけれども、お三方からの意見を拝聴した上で、この障害者福祉手当等についてはもう一度調整をしていきたいというように思っております。

ですから、この項目のみ今回はちょっと取り下げといいますが、再調整をさせていただきたいと思います。

吉山会長

今、お三方からの御意見を踏まえて、調整作業、これは身体障害者福祉協会関係の皆様方との調整もした上での調整内容の説明であった訳ですが、このことについてはさらに深く掘り下げるべきだという考え方に立って、この各種福祉制度の取扱いの各項目のうち、この部分については再検討させていただくということの専門部会としての考え方として整理をしていきたい。よろしいですか、はい。他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、議事を打ち切ってよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、調整結果報告第8号 各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）については、34ページの障害者福祉手当等の項目については、今後さらに深く検討を加えるということにして、この協議会として了承したということで取り扱ってよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのように取り扱いをさせていただきます。

もう一度申し上げますが、34ページの障害者福祉手当等については、専門部会として再検討を要請します。

では、引き続き、調整結果報告第10号（協定項目32号）健康推進事業の取扱いに関することについて議題といたします。

事務局から説明願います。

諸石保健福祉部会長

調整結果報告第10号（協定項目32号）健康推進事業の取扱いに関することの合併までに調整する調整結果につきまして御説明いたします。

議案の40ページをお願いいたします。

保健一般事務関係でございます。感染性廃棄物の処理につきましては、松浦市はすべて委託機関、委託業者での処理を行っておりますことから、「松浦市の例による。」といたしております。

次のページをお願いいたします。

母子保健事業関係でございます。母子手帳の交付につきましては、現行のと通りの交付をすることとしておりますが、交付方法を「保健師が常駐する施設での交付を推進する。」としております。

次に、母子保健推進員ですが、鷹島町のみ組織がございません。また、松浦市、福島町の活動内容にも差異がありますことから、調整内容を「松浦市の例によることとし、推進員の人数は15名以内とする。」といたしております。

次に、栄養強化事業については、低所得世帯の妊産婦と乳幼児に対し、乳製品を支給しております。しかし、食生活様式の改善により、母子の栄養状況は大きく改善されておりますことから、調整内容を「廃止する。」としております。

次に、老人保健事業関係でございます。

健康手帳の交付についてですが、調整内容を「老人医療該当者は受給者証と同時に医療担当課で交付する。40歳以上の者については、各種健診時等に希望者に対し交付する。」といたしております。

次のページをお願いいたします。

健康診査についてでございます。総合健診を1市2町で実施し、「総合健診の中で基本健診、各種がん検診、その他の検診を実施する。」としております。

また、「委託内容、診査内容、委託料、個人負担金、事務手順については、松浦市の例による。」といたしております。なお、46ページから47ページに各種健診の15年度実績と16年度実績の一覧表を添付しております。

次に、機能訓練事業でございます。

機能訓練事業につきましては、「対象者の見直しを行い6カ月を1クールとし地域の特性に応じて、旧市町単位で実施する。」といたしております。

次のページをお願いいたします。

健康づくり事業関係でございます。

健康づくり推進協議会は、松浦市のみ設置しておりますが、新市においても設置する必要があるため、調整内容を「新市において設置し、具体的な内容については松浦市の例による。」といたしております。

次に、食生活改善推進員につきましては、1市2町ともいらっしゃいますので、調整内容を「合併後に統合し支部を設ける。活動内容については、継承する。」といたしております。

次に、歯科保健事業につきましては、「地域の特性を勘案し現行のとおりとし、新市において拡充を図る。」といたしております。

以上をもちまして、健康推進事業の取扱いに関することについての調整結果説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今調整結果報告第10号 健康推進事業の取扱いに関することについて、事務局より説明がありましたが、質疑、御意見をお受けしたいと思います。 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、特にないようですので、調整結果報告第10号（協定項目32号）健康推進事業の取扱いに関することについては、協議会として了承したということで整理をさせていただきます。

引き続き、調整結果報告第11号（協定項目33号）環境衛生関係事業の取扱いに関すること

について議題といたします。

ここで専門部会を交代させていただきます。

〔専門部会、交代〕

吉山会長

それでは、説明願います。

山田住民環境部会長

住民環境部会長をしております鷹島町の山田でございます。あと座ったままで説明をさせていただきます。

調整結果報告第11号 環境衛生関係事業の取扱いに関することでございます。

まず初めに、50ページをお願いしたいと思います。

まことに申し訳ございませんが、その丸の5つあるうちに、3番の「ごみ搬入手数料については、松浦市及び鷹島町の例による。」としておりますけれども、「福島町」の間違いでございますので、御訂正をお願いいたします。

それでは、52ページをお願いいたします。

ごみ収集処理等でございますが、松浦市の現況につきまして、 の収集区分及び収集回数で、青島の可燃ごみ、生ごみが平成17年度から週2回となっております。また、福島町では、平成17年度より収集区分等の変更が行われておりますので、一部修正を行っております。まず、 の収集方法のロータリー車2トン1台が2台となっております。 の収集区分及び収集回数で生ごみの収集が新たに追加されております。

合併までに調整するとしておりました最終処分の方法については、次ページの調整の具体的内容の欄をごらんください。「最終処分の方法については、松浦市及び鷹島町は、現行のとおりとし、福島町の飛灰処理については、松浦市一般廃棄物最終処分場において埋め立て処分を行う。」としております。

次に、ごみ処理等手数料でございます。北松北部環境組合の污泥再生処理センターの稼働に伴い、生ごみの分別収集が開始され、生ごみ用の容器が新たに追加されておりますことから、現況を修正しております。

ごみ処理につきましては、松浦市、福島町は北松北部環境組合での処理、鷹島町は独自の処理となりますことから、2本立ての料金体系を設定することとしております。

北松北部環境組合処理分は、環境組合構成市町の料金に統一することで整理し、鷹島町環

境センター処理分についても、現行の処理区分で料金を統一することにしております。

調整の具体的内容につきましては、「指定ごみ容器については、北松北部環境組合構成市町の料金に統一し、北松北部環境組合処理分と鷹島町環境センター処理分の二本立ての料金とする。ただし、平成17年度については、旧市町の例によることとし、別表のとおり段階的な料金改定を行うこととする。」としております。

料金改定につきましては、できるだけ早い時期に環境組合統一単価に合わせたいと考えておりますが、松浦市において大幅な料金改定となりますことから、平成18年度に第1回目の料金改定を行い、平成20年度までに第2回目の会議を行い統一化を図ることとし、改定時期については新市にゆだねることとしております。

なお、料金につきましては、消費税を含む形で一覧表のとおりでございます。

55ページをお願いします。

ごみ搬入手数料でございますけれども、料金を統一することで、調整の具体的な調整内容を「ごみ搬入手数料については、松浦市及び福島町の例による。」としております。

次に、犬・猫等死体処理手数料ですが、調整の具体的な内容を「犬・猫等死体処理手数料については、松浦市の例による。」としております。

次に、一般廃棄物処理業許可手数料ですが、調整の具体的な内容を「一般廃棄物処理業許可手数料については、次のとおりとする。」としております。料金につきましては、一覧表のとおりでございます。

次に、資源物回収補助金についてでございます。

資源物回収につきましては、補助対象資源物並びに補助額について検討が必要なことから、「合併までに調整する。」としておりました。調整の具体的な内容につきましては、「資源物回収補助金については、補助対象資源物は古紙のみとし、補助額は回収団体に対し1キログラムにつき7円、回収業者に対し1キログラムにつき4円とする。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。」と、福島町の例を基本に調整を行っております。

57ページをお願いします。

火葬場関係でございます。「火葬場については、新市に引き継ぐ。」としておりますが、福島町の火葬場の使用料及び鷹島町における葬斎費の助成をどのようにするのが問題でございました。合併しましても火葬につきましては、利便性を考慮しますと、現在それぞれの市、町が使用されております施設での火葬がなされるものと考えております。住民負担の公平性

の原則から、調整の具体的内容を「火葬場使用料については、松浦地区火葬場組合の例による。」「斎場使用料については、現行のとおりとする。」「鷹島町の住民が、松浦斎苑又は肥前斎場を利用し火葬を行った場合は、松浦地区火葬場組合の使用料との差額を助成する。」「福島町の住民が、松浦斎苑を利用し火葬を行った場合は、松浦地区火葬場組合の使用料との差額を助成する。」と調整を行っております。

次に、病虫害駆除関係でございますが、「薬品の種類、配布方法につきまして合併までに調整する。」としておりましたが、各地域での取り組みがそれぞれ異なることから、現行のとおり各支所に対応した方がスムーズに対応できますことから、調整の具体的内容を「病虫害駆除については、現行のとおりとする。」と調整を行っております。

以上をもちまして、環境衛生関係事業の取扱いに関する調整結果の説明を終わります。

吉山会長

ただ今調整結果報告第11号 環境衛生関係事業の取扱いに関することについて、事務局より説明が終わりました。

これより質問、意見を受けたいと思います。 特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、特にないと判断をいたしまして、調整結果報告第11号 環境衛生関係事業の取扱いに関することについては、協議会として了承したということで整理をさせていただきます。

引き続き、調整結果報告第12号（協定項目34号）生活排水処理事業の取扱いに関することについて議題といたします。

事務局から説明を求めますが、下水道部会が担当ということで部会長が御説明いたします。それでは、お願いいたします。

田中下水道部会長

どうもお疲れさまです。部会長の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただいて御説明を申し上げます。

それでは、調整結果報告第12号（協定項目34号）生活排水処理事業の取扱いに関することにつきまして御説明いたします。

生活排水処理事業の取扱いにつきましては、11項目ございましたが、そのうち3項目につ

いて、合併までに調整するとしておりました。

3項目の調整結果につきましては、次のように調整をいたしました。

「既存の指定工事店の登録については、合併後、平成17年度中に新市において登録替え申請を行う。ただし、平成17年度中は、旧町の登録により工事が行えるものとする。」

次に、「検針業務については、水道課で行う。」と。

続きまして、「合併処理浄化槽設置整備事業については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。なお、鷹島町については、新市において浄化槽整備計画を策定し、平成19年度より適用する。」というものでございます。

各項目に従いまして、調整の具体的内容について御説明をさせていただきます。

59ページをお願いいたします。

現況調整について御説明をいたします。

最初に、訂正方をお願いいたします。表の下から二つ目の検針業務についてですけど、右端の調整の具体的内容の中で「水道課でを行う。」という字句の中で、「を」を削除していただきたいというふうに思います。

それでは、指定工事店の登録につきましては、福島町で14業者、鷹島町で11業者の方が登録されております。

現在の指定工事店登録につきましては、平成18年3月31日までの期限でございます。

既存の指定工事店については、合併後、平成17年度中に新市において登録替えを行うこととし、平成17年度中は、旧町の登録により工事が行えるものとするものでございます。

なお、新規の指定工事店の登録は、随時受け付けを行うこととしております。

次に、検針業務につきましては、鷹島町、福島町ともに水道使用量を汚水量として料金が算定されております。新市においても同様な取り扱いを行うこととし、水道課で行うこととしております。

続きまして、合併処理浄化槽は、し尿とあわせて雑排水を処理する施設で、合併処理浄化槽設置整備事業は、その規模に応じて補助金を交付する制度で、国3分の1、県3分の1、市町3分の1の補助金となっております。

松浦市、福島町は従来どおり環境省の合併処理浄化槽設置整備事業で、松浦市の例により補助金を交付することといたします。

鷹島町では、生活排水処理事業につきましては、漁業集落環境整備事業及び農業集落排水

事業での全町の整備が計画されておりましたことから、合併処理浄化槽設置整備事業の計画が盛り込まれておりません。

このことから地域におきまして、鷹島町の生活排水処理事業につきましては、地域性、人口密度、事業費などの費用対効果及び整合性を考慮して、浄化槽整備計画を策定し、19年度より適用できるよう事務手続を行うことといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今調整結果報告第12号 生活排水処理事業の取扱いに関することについて説明が終わりました。質疑、御意見を受けたいと思います。特にございませんか。なしでいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、特にないようでございますので、調整結果報告第12号 生活排水処理事業の取扱いに関することについては、協議会として了承したということで整理をさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。10分間の休憩ということで、2時5分に再開ということで引き続き協議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

午後1時56分 休憩

午後2時6分 再開

吉山会長

それでは、協議を再開いたします。

次に、調整結果報告第13号（調整項目35号）商工観光関係事業の取扱いに関することについて議題といたします。

事務局から説明いたさせます。

宮地商工観光部会長

商工観光部会の部会長をしています宮地と申します。座って説明いたします。

議案の60ページをお開きいただきます。

調整結果報告第13号（協定項目35号）商工観光関係事業の取扱いに関することについて御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

企業誘致事業につきまして、1市2町の現況をここにお示ししておりますが、第5回協議会の折に提案し、「合併までに調整する。但し、合併までに誘致した企業については、旧市町の例による。」ということで確認をいただいております。

この事業は、雇用の創出と地域産業経済の発展を目的としたものであり、今後とも国、県など各関係機関と連携し取り組んでいただかなければならない重要な事業であります。しかし、各市町の指定基準等に相違がございましたので、協議した結果、松浦市の「松浦市企業立地奨励条例」を基本とすることといたしました。ただし、現在誘致中の企業につきましては、各市町の条例に基づく優遇措置などの条件のもとに誘致されており、その優遇措置期間が新市に及ぶことから、それぞれの優遇措置を継続する必要があります。

そこで、調整内容を「松浦市の例による。但し、合併までに誘致した企業については、旧市町の例による。」といたしております。

以上で、商工観光関係事業の取扱いに関することについての説明と提案を終わります。

吉山会長

ただ今調整結果報告第13号 商工観光関係事業の取扱いに関することについて、事務局より説明がありました。

質問、意見等を受けたいと思います。 特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ないようですね。それでは、調整結果報告第13号 商工観光関係事業の取扱いに関することについては、協議会としてただいま報告の内容を了承したということで整理をさせていただきます。

次に、調整結果報告第14号（協定項目36号）農林水産関係事業の取扱いに関することについて議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

竹本水産部会長

水産部会長の松浦市水産課の竹本です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、調整結果報告第14号（協定項目36号）農林水産関係事業の取扱いに関するこのうち、水産関係事業の取り扱いについて御説明をいたします。

議案の63ページをお願いいたします。

まず、水産振興協議会についてでございます。

水産振興協議会については、「松浦市、鷹島町の例を参考にし、設置する方向で合併までに調整する。」といたしておりましたが、事務調整の結果、「松浦市の例を参考にし、設置する。会員数及び構成については、合併後速やかに水産振興協議会設立準備会を開催し、その折に決定する。任期、規約については松浦市の例による。」としております。

次に、64ページから66ページにかけて、漁港関係施設の利用料、占用料、使用料等についての調整の具体的内容を記載しております。

このことにつきましては、松浦市の漁港管理条例が県の漁港管理条例をもとに作成されているため、松浦市の例により合併までに調整する。ただし、可動橋の車両通行料については、鷹島町の例によるということで調整方針の確認をいただいておりますが、事務調整の結果、「漁港関係施設の利用料、占用料、使用料については、鷹島町の一部漁港関係施設を除き松浦市の例による。ただし、平成17年度は旧市町の例による。」といたしております。

一部漁港関係施設については、66ページの使用料欄に記載しております。

定期航路のけい船料は、1.56円以内の額で市長が定める額とする。ただし、鷹島町の殿ノ浦港は1.50円以内の額で市長が定める額、日比港は1.00円以内の額で市長が定める額。また、可動橋の車両通行料については、鷹島町の例により 20.00円以内の額で市長が定める額とするという調整方針といたしております。

以上でございます。

吉山会長

それでは、調整結果報告第14号 農林水産関係事業の取扱いに関することについて説明が終わりました。

質疑、御意見をお受けしたいと思います。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。63ページの説明書きの方でお尋ねいたしますが、その協議会の構成メンバーですが、市、議会、新市内漁業関係団体、その他というような形になっておるようでございますが、議会というのは議会代表としてのお考えですか、それとも議員個人としてのお考えですか。

議会となりますと、議会の同意、議決、それらが付随するであろうと思いますから、出席

いたしましても、単独での意見、議会代表としての意見ということになりますと問題がある  
うと思いますが、議会という取り扱いについてのお考えをただしておきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

竹本水産部会長

すみません、説明がちょっと不足しておりました。

構成メンバーの中に議会ということをお願いをいたしておりますけど、現在の松浦市の水  
産振興協議会の中の取り扱いでは、議会からの代表と県の関係につきましては参与というこ  
とで、水産関係議員さん個人でのお願いをいたしているところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬です。先ほど申し上げましたように議会代表ということになりますと、議会の  
同意がなければならないという形になろうと思うんです。審議については個々の識見によっ  
て活動をされ、発言をされる問題であろうと思います。議会代表というのには多少疑義があ  
ると思いますが、検討をしていただきたいと、このように思います。

吉山会長

県並びに議会、このものにつきましては参与ということで、水産関係議員さんが個人とし  
ての資格で参与として対応するということの説明でございます。　　そうよね。（「はい」  
と呼ぶ者あり）ということでございます。

ほかに。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、ただ今の調整結果報告第14号 農林水産関係事業の取扱いに関することについ  
ては、協議会として了承したということで整理をさせていただきます。

次に、調整結果報告第15号 学校教育関係の取扱いに関することについて 失礼いたし  
ました。調整結果報告第16号を先に取り扱いをさせていただきます。

それでは、ただ今より調整結果報告第16号（協定項目41号）社会教育関係の取扱いに関す  
ることについて議題といたします。

事務局から説明いたさせます。

益田教育部会長

教育部会長の生涯学習課長の益田です。よろしく願いいたします。

それでは、社会教育関係の取扱いに関することについて御報告いたします。

72ページでございます。

調整結果報告第16号（協定項目41号）社会教育関係の取扱いに関することについて御説明いたします。

このことにつきましては、去る第7回合併協議会で御確認をいただいておりますが、各種委員及び各種審議会等並びに社会教育関係補助金等の合併までに調整する項目につきまして具体的な調整が終わりましたので、その内容を御説明いたします。

まず、体育指導委員でございますが、現在、各市町ではスポーツ振興のため地域性に応じた事業が企画・実施されており、新市におきましても現行のとおり引き継ぐようにいたしておりますので、調整内容としましては、委員の構成については学校関係、スポーツ団体関係、一般住民で組織し、委員数は松浦市20名、福島町12名、鷹島町10名の計42名以内、任期は2年とするをいたしております。

次に、社会教育委員につきましては、社会教育を振興・充実するために設置しておりますが、1市2町を総合的に勘案し、委員の構成を学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者で組織し、委員数を松浦市6名、福島町、鷹島町各3名の12名以内、任期は2年とするをいたしております。これは、74ページを見ていただいた方がよろしいかと思っております。

75ページをお願いします。

次に、その他の社会教育関係の各種委員、審議会につきまして御説明いたします。

まず、公民館運営審議会でございますが、同審議会は、公立公民館における各種事業の企画・実施に当たり設置されております。新市におきましても公民館事業を現行のとおり引き継ぐことから、調整の内容としましては、委員の構成は自治会連合会、市校長会、文化協会、老人クラブ、婦人会、各公民館利用団体で組織し、委員数は松浦市15名、福島町、鷹島町各3名の計21名以内、任期は2年とするをいたしております。

次に、文化財保護審議会につきましては、文化財に関する重要事項について調査・審議する機関として設置しており、現在各市町で指定しております文化財につきましても現行どおり新市に引き継ぐようにいたしております。したがって、調整内容としましては、1市

2町を総合的に勘案し、委員の構成は学識経験者で組織し、委員数は各市町5名の15名以内、任期は2年とするをいたしております。

なお、調整内容にはございませんが、鷹島町の海底遺跡調査につきましては、国内外にも例がない元寇に係る水中考古学調査を継続的に実施しております。

今後は、新市における共有の財産として、さらに調査、保存及び活用を図っていく必要があり、また、国の重要文化財の指定に向けた取り組みが求められていることから、海底遺跡調査につきましては新市において検討することといたしております。

次に、文化会館運営委員会につきましては、現在松浦市にのみ設置してありますので、構成及び任期は松浦市の例による。委員数を松浦市8名、福島町、鷹島町各2名の12名以内、任期は2年とするをいたしております。

次に、少年補導委員の選任についてであります。現在松浦市のみ少年センターが設置されており、委員の選任をしているところでございます。合併後は福島町、鷹島町にも選任が必要なことから、構成及び任期は松浦市の例による。委員数は松浦市42名、2町につきましては松浦市の旧町の人口を参考にいたしまして福島町9名、鷹島町6名、計57名になり、任期は2年とするをいたしております。

次のページをお願いいたします。

次に、少年センター運営協議会につきましても松浦市のみ設置してありますが、合併後も必要なことから、構成及び任期は松浦市の例による。委員数は松浦市11名、福島町、鷹島町各2名の15名以内として、任期は2年とするをいたしております。

次に、勤労青少年ホーム運営委員会につきましては、所管が厚生労働省のため商工観光部局へ移管するようにいたしております。

次に、郷土史編さん委員会につきましては、福島町のみ設置しており、平成17年度に予算化し、継続事業となっております。新市におきましても引き続き事業を実施したいと考えているところでございますので、構成は学識経験者によることとし、委員数8名以内、任期は2年とするをいたしております。

次に、史跡松浦党梶谷城跡保存整備委員会につきましては、文化財保護審議会に統合し、その中で審議していただくため、「廃止する。」といたしております。

次のページをお願いします。

次に、鷹島町開発総合センター運営協議会及び鷹島町生涯学習推進協議会につきましては、

現在実質的な活動が行われていないことから、「廃止する。」といたしております。

続きまして、社会教育関係補助金等について御説明いたします。

自治公民館施設整備等補助金でございますが、松浦市、福島町で補助の内容が異なっておりますが、補助額等を勘案し、「公民館施設整備等補助金については、松浦市の例による。空調設備整備費補助金については福島町の例による。」といたしております。

以上、調整結果報告第16号（協定項目41号）社会教育関係の取扱いに関する調整結果についての御説明を終わります。

吉山会長

ただ今調整結果報告第16号 社会教育関係の取扱いに関することについて、事務局より説明がありました。

これより質問、意見を受けたいと思います。はい、山口委員が先に挙がりました。

山口委員

福島山口でございます。最後に説明がありました公民館の施設の補助についてちょっとわからんことが1点ありますので、よかですか。

松浦市の例によるということでございますけれども、新築、その他については3,000千円を限度に2分の1を出すということですが、1,500千円は出るということになる訳ですが、修繕についても同じですけど、例えば、制度も1,000千円を限度とか書いてありますけど、これでできるかというたら非常に難しい訳ですね。

先月、うちの町内でも公民館を建てましたけれども、もう千がつくやった訳ですね。こういう場合、金額をもう少し上げていただきたい。公民館というのは地区だけで使うもんじゃないです。やっぱりそれぞれの自治体も使うし、福島町の場合には、公民館でも半々ぐらいあります。一方は町がちゃんと運営管理している、それを地域が部落が預かっている。一方は、すべての数字にしても何にしても町の方でやる。一方の方は、民間の単独の、自治会の公民館だから自分たちでやりなさい。それも、この修繕については1,000千円が限度、補助金は500千円までという制度ですかね、2分の1と書いてありますから。そういう理解でいいとすよね、違うんですか。その答弁をいただきたい。

吉山会長

補助の限度額のとらえ方、説明をお願いします。

益田教育部会長

左側の松浦市の方に記載される額で整理をしますと、新增改築が2分の1というふうを書いてあります。その下に100平米未満1,500千円限度と書いてありますが、この見方としましては、2分の1の補助額で1,500千円が限度ですよということです。つきまして、最高3,000千円の事業をしたときに半分の1,500千円を補助しますという見方になります。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

はい、わかりました。私が間違っておりまして、半額という補助で解釈しておりまして、いずれにしても、もう少し増やしてほしいというのが現実です。工事をやるとなれば非常に、本当に今の時代、皆さん方御存じのとおり、家の改築にしてもちょっと扱えば1,000千円、2,000千円、3,000千円かかる訳ですね。一方では、屋根修理、すべての工事が、松浦市は知りませんが、行政が担当した施設の中の公民館ができており、一方は違うんですから、これは非常に不公正ですよ。やっぱり一住民として平等にサービスを受けるべきものと思います。できれば、全額とは言いませんけれども、もう少し上げてほしいというのが現実です。是非その辺の御検討をお願いいたします。

益田教育部会長

部会内での調整の状況を申し上げますと、まず松浦市と福島町の公民館施設整備等補助金について検討したんですが、福島町さんの場合は7,000千円の限度額で3分の1の補助ということで、これを満額にした場合、20,000千円相当の事業費のときに、その3分の1の7,000千円が補助であったとき、最高の補助になると思います。この場合、13,000千円から14,000千円の金額を地域の人が支払うというふうになります。そうなりますと、逆に言いますと、それだけの事業費をもって新增改築することはなかなか現実的に難しいだろうということになります。それで、なぜこの施設を松浦市の方を例にとったかといいますと、まず福島町にない修繕工事費とか設備工事費とか、そういった政策上の工事とかいうのを含めて、現在の福島町よりもいい方向に補助制度的にはなるんじゃないかということで、松浦市の例をとりました。

続きまして、空調関係につきましては、福島町だけしかないんですが、これもそのまま残しまして、松浦市の方にも設置をさせていただくということで、そういう考えのもとに一つの調整内容といたしております。

山口委員

山口です。今の答えやったら、このままでいくということですね。今の答えだったら変えないと。変えてくれと私はお願いしております。

吉山会長

他の委員さん方、この件に関してどうですか。

寺澤委員

寺澤です。今のやりとりの話を聞いてみて、私もやっぱり松浦市の例によるということの方がいろいろベターじゃないかなという感じをする訳ですが、ただ問題は、公民館に対する補助については、それとあわせて一つお尋ねしておきたいんですが、公民館、あるいはまた、途中申し上げましたように漁民集会所、こういうものがありますね、市内には。これは公民館ということだけに限った補助規定なのか、今までの過程でいろいろ市内でもあった訳ですけど、そういうところについて、公民館のみということで限られていくのか、公民館的な集会施設として活用しているものも含んでおけるのか、そこら辺について二つお尋ねいたします。

吉山会長

そうしますと、先ほどの山口委員の御意見については、この提案というか、調整のことを支持する、その上に立って、他の公民館的な施設構想についても適用するのかという質問でしたが。

益田教育部会長

お答えいたします。

公民館につきましては、先ほどから意見がありますように、公共施設の公民館と自治公民館、要するに地域公民館がありますが、漁民集会所みたいな地域的に使われている公民館につきましても補助の対象にしております。

吉山会長

山口委員の補助額、限度額を引き上げてはどうかという、是非といった御意見であった訳ですが、そのことについて皆さん方、御意見は。(発言する者あり)何かおっしゃっているようですが、はいどうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。それはもう財源さえあれば幾らでも引き上げた方がいいと思いますけど、

これも限度がありましようから、この程度でいいとして、この中でいろいろ工事をしてある訳ですね。空調関係、修理費、それから増改築、いろいろ区分けをしてありますけれども、私は、松浦市のように施設整備等補助金ということに一本に絞って、その中で明確に対処していくという方法の方がわかりやすいんじゃないかなと思うんですが、修理をしても何をしても現行どおりいけば同じですけども、空調はこうですよ、何はこうですよというところはちょっとあんまり、細々なることはいいことでしょうけれども、どうかと思うところもあるし、一本化してその中で対応していくという、今ここにあるようなことで対応するということがわかりやすいんじゃないかなとは私は思うんですが、その点いかがでしょうか。

吉山会長

そうしますと、前段の部分では財源という問題もあるので、この説明内容でどうかということ。その上でもう少し整理して 空調と分けた形でというとらえ方ではないんですね、一本化した方がいいんじゃないかという部分、実はそうなんですよ。

益田教育部会長

今、たまたま町と市が別々の要綱を持っておりますが、新市になりましたら当然一本化して整理していきたいと思います。

吉山会長

その他。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。私は、小さい問題かもしれませんが、1点だけ取り扱いについてお尋ねしたいと思います。

社会教育関係の取扱いに関する事の中から、勤労青少年ホーム運営委員会については所管を変えるという調整結果が出されておりますが、それで商工観光部門の方では、引き受けるとも受け入れるとも書かれておりませんが、やはり明らかにしておく必要が私はあると思いますが、いかがでしょうか。

吉山会長

今のお尋ねについては、また後ほど整理をさせていただきます。今議論しておるのは、山口委員の限度額を引き上げるべきかという御意見に対して皆さん方はどのように思うのかということをお尋ねさせていただいておるんですが、はいどうぞ、山口委員。

山口委員

福島の子口です。私がこう何で言うかという、福島だけかもしれないが、よその市町はわかりませんが、先ほど言うたとおり、地区によってそれぞれ行政の、その所有として公民館を利用されているところがある。これについては、すべてのことが町でやる、行政がやる、新市についても当然そうなる訳ですね。

一方、片や、自分たちの集落だから、ここまでが限度ですよというのはいかなるものかと言ひよる訳です。なるべく、そがん 20,000千円かかろうが 30,000千円かかろうが、3分の2の予算が限度です。だから、福島で言えば3分の1ですけども、それは自分たちで判断する訳ですよ。費用を基本に自分たちの地区である。できればどういふ施設が、別に公民館があるならば、平等になるべく負担を少なくお願いできんかと言っている訳ですね。そいけん、財政が何とかなるかとか私は だから、できればもう少し増やして自分たちが公民館をつくりやすいような感じ、修理しやすいような感じにしてもらえないかということですね。当然、自分たちは 100%してもらおうとも思っておりません。

以上、それだけは私は強くお願いしす。まだ島の半分ぐらひは、公民館ぼちぼちと修理せんばところ、新築せんばところ出てくる訳ですけども、どこの町村でも同じだろうと思ひす。だから、こうお願いしおる訳です。皆さんがよかと言ふならそれでいいと思ひすけれども、私は少し納得できないなと、ちょっと平等じゃないなと思ひす。

吉山会長

はい、どうぞ。

益田教育部会長

先ほど来から公立公民館との比較で平等でないという考え方があられる訳ですけども、率直に言って同じ施設を使うのにそういう不公平感はあるという認識感は、もっともかと思ひすけれども、社会教育のためにつくった施設と、公共施設のためにつくった施設、もともと出だしから違ふもんですから、今回、調整内容としましては、福島町の3分の1から2分の1に格上げしたというところで御承認いただければという気持ちであります。それ以上、今の段階では答えることは差し控えさせていただきます。

吉山会長

このことについては山口委員の強い御要望がある。一方で、財源の問題等々もあってやむを得んではないかという、そういう議論もある訳でございます。

そこで、議長、会長として、このことについては今回の調整内容を尊重して進めさせていただきたい。しかし、今山口委員がおっしゃっておられるようなことは政策課題として今後ある訳でございますので、あとは新市の動きの中でどのように対応なさるのか、そこにお任せするしかないんじゃないかなということで、調整内容については今説明のあったとおりで進めてまいりたいと思うんですが、いかがですかね、山口委員。(発言する者あり)

ここで松瀬委員の質問についてちょっと。

益田教育部会長

それでは、松瀬委員さんの勤労青少年ホームに関する部会のことについてお答えいたします。

現在、私どもといたしましては、商工部会の方に移管についての打診をしておるところでございますけれども、商工部会の方で今後具体的に検討に入っていくかと思っておりますけれども、現在ははっきりした回答を出してもらっていませんし、決定されていない状況かと思われま

す。

吉山会長

このことは、一応所管、国、上部組織とのかかわりの中で社会教育施設として活用する、あるいは運用していくということには無理があるという。そこで、社会教育の立場では商工の方にですね、厚生労働省所管であるということから、移管をするという方針を出されております。このことを受けて、商工部会としてこの後整備をさせていただくという、そういうことで御理解を賜りたいと思います。

益田教育部会長

よろしく申し上げます。

吉山会長

他に。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。78ページ、ここの調整内容で、松浦党梶谷城跡保存整備委員会については廃止するということと、それから75ページ、文化財保護審議会の構成については、学識経験者ということで15名、任期は2年ということで定められて、先ほどの説明では、この中で史跡等の保存整備委員会も包含していくような説明があったようでございますけれども、もともと梶谷城の史跡の保存委員会と文化財保護審議会の連動性というか、そういうことについても

う少し説明をいただきたい。

益田教育部会長

詳しい内容になりますので、ちょっと私の方が意に沿うような答えができるかわからないんですけども、まず文化財保護審議会というのが先にありまして、この松浦党梶谷城史跡につきまして、専門的な委員をそれに加えて、保護審議会の委員プラス専門委員を合わせまして松浦党の史跡の保存整備委員会というのができたと聞いております。

それで現在、松浦党史跡保存整備委員会も文化財保護審議会も内容的には同じような内容になっていますので、この際統一して簡素化といいますか、した方がいいということで、部会ではそういうふうにしております。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

今の説明で少しはわかったような、わからんような気がする訳ですけども、あくまでも要するに文化財保護審議会の構成、その中で史跡等々についての今後の整備なり、保存委員会というものもあわせていくということに理解していいものか。若干、私はその性質的に違うんじゃないかなと思うんですよね。そこら辺についてもう少し時間をかけられますか。結構ですよ、具体的に、明快に答弁してください。

益田教育部会長

この文化財保護審議会と松浦党の保存整備委員会につきましては、今別々な格好で会がある訳なんですけれども、合併後は、松浦党の史跡の方につきましても文化財保護審議会で協議していくということでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。そうすると、やっぱりあくまでもこういった 私は、これが梶谷城だからということじゃなくて、今後大事にしていかなければと思うものですから、あくまでもこういう保存整備ということも含めて、先ほど申し上げました文化財保護審議会という構成の中で一つずつ取り組んでいくということで理解してよろしゅうございますか。

益田教育部会長

はい、そのように……

寺澤委員

はい、了解。

吉山会長

他に。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質問、意見を打ち切りたいと存じます。

調整結果報告第16号 社会教育関係の取扱いに関することについては、事務局からの説明に強い要望があったということを認識しながら協議会として了承したということで整理をいたします。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。

それでは、これより調整結果報告第15号（協定項目40号）学校教育関係の取扱いに関することについて議題とし、事務局説明をお願いいたします。

益田教育部会長

順番が変更いたしまして、大変失礼いたしました。

議案の67ページから71ページでございます。

調整結果報告第15号（協定項目40号）学校教育関係の取扱いに関することについて御説明いたします。

このことにつきましては、去る第7回合併協議会で御確認をいただいておりますが、各種委員及び各種審議会等並びに学校教育振興に係る各種補助金等の合併までに調整する項目につきまして具体的な調整が終わりましたので、その内容を御説明いたします。

69ページでございます。

まず、奨学資金貸付審議会でございますが、新市においても公正な奨学資金の貸し付けを行うために引き続き設置をする必要がありますので、調整といたしまして、委員の構成については市内中学校職員、市内高校職員、市職員、民生児童委員、その他適当と認められた者で組

織し、委員数15名、任期を1年とするをいたしております。

次に、障害児就学指導委員会につきましては、障害を持つ子供たちの就学の適正化を図る趣旨で各市町に設置をされておりますが、新市におきましても引き続き設置をすることから、委員の構成については学識経験者、関係教育機関職員、関係行政機関職員、福祉行政機関職員で組織し、委員数15名以内、任期は1年とするをいたしております。

次のページをお願いします。

次に、学校振興に係る補助金等でございますが、各市町とも保護者の負担軽減や部活動の活性化並びに教職員の資質向上のために各種補助金等を交付しているところでありますが、補助金額等に差異がありましたので、次のように調整をいたしております。

まず、修学旅行補助金につきましては、鷹島町のみ交付されておりますが、新市への引き継ぎは困難と判断し、「廃止する。」といたしております。

次に、野外宿泊学習奨励補助金につきましても、鷹島町でのみ交付されておりますが、新市への引き継ぎは困難と判断し、「廃止する。」といたしております。

次に、中体連参加補助金につきましては、1市2町で同趣旨の補助があり、現行どおり新市に引き継ぐ、補助額の算定方法は松浦市の例によるをいたしております。

次に、中学校課外活動強化費補助金につきましては、松浦市、福島町に同趣旨の補助があり、補助額に相違がありますが、調整をいたしまして「鷹島町を新たに対象とし新市に引き継ぐ。補助額の算定方法は松浦市の例による。」といたしております。また、小学校の課外活動につきましては、福島町のみ交付されており、新市への引き継ぎは困難と廃止し、「廃止する。」といたしております。

次に、小学校体育大会参加費補助金につきましては、1市2町で同趣旨の補助がありますので、現行のとおり新市に引き継ぐ、補助額の算定方法は松浦市の例によるをいたしております。

次に、音楽会開催補助金につきましては、1市2町で同趣旨の補助がありますので、現行のとおり新市に引き継ぐ、補助額の算定方法は松浦市の例によるをいたしております。

次に、校外実習交通費補助金につきましては、松浦市立青島小学校の水泳授業の際の移動交通費でありますので、「学校経費に計上し、新市に引き継ぐ。」といたしております。

次に、生き方発見支援事業の謝金につきましては、「松浦市の例により総合学習関係の委託料に計上し、新市に引き継ぐ。」といたしております。

次に、福島町の英会話委託料につきましては、「現在の取組を平成18年度まで継続する。平成19年度以降は、全市的に小学校英会話活動の取組を検討する。」といたしております。

次に、教科研究補助金につきましては、「長崎県小中学校教育研究会松浦市支部」への補助であります。合併後は福島町、鷹島町の小・中学校教職員も松浦市支部へ加入となりますので、「現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

最後に、福島町の三校共同研究事業補助金であります。平成17年度が第7次の最終年度となっておりますので、「平成17年度で廃止する。ただし、新たに新市全域を対象に教職員の資質向上を目的とした「教育委員会指定研究事業」を創設する。」といたしております。

以上、調整結果報告第15号（協定項目40号）学校教育関係の取扱いに関する調整結果についての説明を終わります。

吉山会長

ただ今調整結果報告第15号 学校教育関係の取扱いに関することについて説明がありましたけれども、質疑、意見を受けたいと思います。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。70ページなんですけど、鷹島町さんの修学旅行補助金及び野外宿泊学習奨励補助金を、これは新市になったら廃止するということなんですけど、修学旅行に総合学習が入るようになって課外事業ということで、体験学習ですよ。それについては、すべての子供たちに平等に受ける権利があるんですけど、こちらの方の保護者の負担金減ということで、鷹島町さんは修学旅行補助金を廃止されるということだと思んですけど、そちらの方で納得されたのでしょうか。鷹島町さん、そういう納得をされて廃止するということですか。

吉山会長

議論の経過について。

益田教育部会長

鷹島町の場合は、ちょっと修学旅行の形態が変わっておりまして、滋賀県との姉妹交流がありまして、修学旅行はそちらの方に行っていらっしゃる訳で、通常の補助金では負担が困難ということで、松浦市、福島町さんみたいにですね、保護者の負担でいっているんですが、ちょっと距離があるということで、その補助金がありました。で、教育長会議におきまして、この分についての協議は済んでおりまして、鷹島町さんの方にも了解を受けているとこ

るでございます。

田中委員

修学旅行という、いろんなところに……

吉山会長

修学旅行の一環として……

田中委員

午前中の関連なんですけど、これをつくってその世帯の子供が修学旅行に行けないというケースは、今まであられたんでしょうか。小・中学校の義務教育範囲内で。

益田教育部会長

うちの方から補助金等を支給していないもんですから、実態の把握は学校の方で、今のところでは把握しておりません。

田中委員

それでは答えになりません。保護者の負担軽減ということで、こちらの方も廃止されるんですけど、すべて教育の部分に当たって、これは出し切れないので廃止すると、あっさり廃止されることは何かおかしいなと思うんですよ。これは廃止すると、教育の部門でかなり廃止されるところがあるので、おかしいなと思いますよ。

益田教育部会長

一たん座ってお答えいたします。

生活が苦しいとかなんとかという世帯は、補助はまた別の観点からございますけれども、この鷹島町さんの修学旅行に対する補助金というのを廃止するというところで、通常の修学旅行に対する補助は廃止ができません。例えば、交流事業としてそういうところを鷹島町さんが一つの制度として行くというのがありましたもんで、前回まではそういう修学旅行は補助されると思うんですけども、それを1市2町全域に設置することはなかなか困難であるということで、調整内容としては、補助金につきましては廃止するというようにしております。

吉山会長

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。この修学旅行の補助金、また、野外宿泊学習奨励補助金、これが廃止ということになっておりますが、ずっと今まで調整内容を見てきて、やっぱり松浦市がやって

おれば松浦市の例になっていく訳ですよ。ところが、今回やっておるのが鷹島だけ、これをあっさり打ち切ってしまうと、これが逆に松浦でやっておるならば、松浦の例によるということになっていくというような感じがいたします。

それで、もう少しこういうのは慎重に検討してもらわんと、やっぱり生活云々じゃないんじゃないでしょうか。修学旅行というのは、いろいろな面で、小学生、中学生の視野を広めるためにやる訳でございますので、もう少しは考慮していただいてもいいんじゃないかなというような気もいたします。

以上です。

吉山会長

そのような見直しを受けとめられる時期もあるうかと思うんですが、もう一度整理をしますと、鷹島町につきましては、滋賀県の学校との長年にわたる姉妹交流という形の中で、そのことを継続させていくという意味から補助金を交付すると、そういう状況ですね。

一方、田中委員の方からは、廃止すると生活困窮者が困るじゃないかということになりますが、生活困窮家庭等々につきましては、また別の援助制度等々が運用される中で動いておる訳でございますので、じゃあ、この交流を今後とも持続するのかどうなのかという、そういう視点でとらえなくてはいかんじゃないかなという感じがしておるんですけど。どうぞ、  
宮本委員。

宮本委員

宮本です。今、滋賀県の今津中学校というところと交流をずっと続けております。それで、もうかれこれ10年ぐらいたるんですが、恒例になっているんですね。ですから、私としては続けてほしいなと思っておりますが、今市長がおっしゃるように、やっぱり教育として、している訳ね、鷹島だけが。田島先生は、松浦がそうなら松浦に準じてなるじゃっかという、それは特別な扱いになっちゃうんですね。ですから、通常のいわゆる修学旅行の助成、これはやる訳でしょう。(発言する者あり) 全くない。

通常の修学旅行の助成というのは、負担軽減だったらいいと思うけど、例えば、今の鷹島の特別な今津中との交流ですね、向こうからも来る、こっちからも行くという交流をしている訳ですが、これについては残念だけど、やむを得ないでしょうね。これが来ているからぜひ援助を出してほしいという気持ちはありますけど、ちょっと欲張りでしょうから。

ただ、修学旅行の助成を全部廃止するという事じゃなくて、今までなかったんですか。

準要保護は、松浦も、福島もなかと。そのぐらい助成はしないとね、修学旅行ぐらいは。それはしてもよかったと思うよ。

吉山会長

ちょっと宮本委員、誤解なきように。

益田教育部会長

修学旅行の補助ということよりも、低所得者とか生活に苦しい方というのは、準要保護の別の制度があります。そちらの方で補助があります。(発言する者あり)はい。一般の人、(発言する者あり)まるっきりゼロじゃなくてそういう人たちには補助があります。

宮本委員

要保護、準要保護というのはあるんでしょう。それはいいですね。それをないと言うからおかしいなと思ったけど、それがあんならいいです。ただ、鷹島の今の問題は、残念だけど仕方ないと思うんです。御理解いただきたいと思います。

吉山会長

そこら辺で整理つきましたですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)はい。

他にありますか。(発言する者あり)この交流事業というのは、見てみましたら国内外それぞれ自治体がある訳ですね。そういった部分というのがまだ整理がされていない訳なんです。修学旅行として行く部分が交流事業であっても、対応する部分については廃止をすることで、これらはやっぱり新しい市の言ってみましたら、交流についてはどのようにしていくのかというのは、今後の検討課題になってくるだろうと思います。修学旅行としてのとらえ方からすると、これについては廃止をすることで理解をお願いしたいなと思います。はい、他に。

多少無理な形になりましたが、そういうことで調整結果報告第15号 学校教育関係の取扱いに関することについては、ただ今の報告で協議会として了承をすることで、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そのように取り扱いをさせていただきます。

吉山会長

調整結果報告第17号(協定項目44号)病院(診療所)事業の取扱いに関することについてを議題といたします。

しばらくお待ちください。 それでは、調整結果報告第17号 病院(診療所)事業の取扱いに関することについて議題とし、事務局より説明願います。

米田病院診療所部会長

松浦市民病院事務長の米田宏哉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案の81ページからでございますが、病院（診療所）事業の取扱いに関する  
ことについてでございます。

調整結果報告第17号（協定項目44号）病院（診療所）事業の取扱いについて御説明いたし  
ます。

病院（診療所）事業の取扱いにつきましては、去る第7回合併協議会におきまして御確認  
をいただいておりますが、病院（診療所）運営協議会及び使用料、手数料につきまして具  
体的な調整が終わりましたので、その調整内容について御説明いたします。

議案の82ページでございます。

病院（診療所）運営協議会でございますが、現在は鷹島町のみが診療所事業の運営及び事  
務の合理化を図るために診療所運営協議会を設置しておりますが、協議会の中でも運営協議  
会はそれぞれに設置すべきだという御意見がございましたので、調整内容といたしましては、  
病院（診療所）運営協議会は、各病院・診療所において設置する。委員は、市民を代表する  
委員3名、学識経験のある委員3名、医師または看護師を代表する委員2名の定数8名で構  
成し、任期は2年とするをいたしております。

続きまして、83ページでございますが、病院（診療所）使用料・手数料についてでありま  
すが、使用料につきましては、法令等に基づき徴収しておりますので、現行のとおりとしま  
して、手数料につきましては協議会の中でさまざまな御意見をいただきましたので、その点  
を踏まえまして金額を調整し、84ページですが、別表に取りまとめました。

調整内容としましては、「病院（診療所）使用料については、現行のとおりとし、手数料  
については、別表のとおりとする。ただし、平成17年度については旧市町の例による。」と  
いたしております。

以上で、調整結果報告第17号（協定項目44号）病院（診療所）事業の取扱いについての御  
説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今調整結果報告第17号について、事務局より説明がありました。

これより質疑、意見をお受けしたいと思っております。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。私は、調整の具体的内容については異論はございませんが、18年度からの件について一つお尋ねいたします。

この病院事業につきましては、松浦市に二つ、福島、鷹島ということで四つある訳ですが、鷹島の診療所については企業会計、福島については特別会計、松浦市については企業会計、青島は特別会計だろうと思います。そういう状況にある中で、18年度からは統一するという考え方で調整をされておられるのかというのが1点と。

もう一つ、一つの市に病院事業で二つの企業会計を存続させるということは法的に適当なのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

米田病院診療所部会長

まず、18年度からの部分についてのお尋ねですが、今部会内で話し合っているのは、まず後段の質問でありました1自治体で2企業会計があり得るのかという部分ですが、これは精査をしております、1自治体1企業会計というふうな指導がなされておりますので、部会としての考えとしては、鷹島診療所と松浦が企業会計でありますので、それを一本にして1企業会計、そして青島と福島のそれぞれ2特別会計というふうなことで今調整をしております。ですから、1企業会計、2特別会計というふうな考え方を今持っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

診療所の企業会計と病院の企業会計と二つで一つの企業会計ができるとすれば、私としては、鷹島も福島と同様、特別会計でやった方が事務処理上も非常にいいんじゃないかというふうに考えますが、その点についてはどうでしょうか。

吉山会長

はい、どうぞ。

米田病院診療所部会長

今、鷹島診療所が企業会計ということでやっておられますが、企業会計というのは事務的に煩雑で、委員おっしゃるように特別会計にしますと、事務の簡素化という部分については

非常に事務屋の立場としてはやりやすいんじゃないかなというふうに考えます。

ただ、ちょっと今から研究をさせていただかんといかんのですが、企業債の償還を今やっている最中でございます。そこら辺との兼ね合いと、それから財産の問題、今企業会計で診療所の財産というふうな形になっておりますが、そこら辺との兼ね合いの部分があって、企業会計を直ちに特別会計にするのかどうかというのは、これから先ちょっと研究をさせていただきたいなというふうに考えております。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。当然、財産の問題はそういう問題が来て、どういうふうにしようとするれば資産の方に現金が必要だろうとは、言われるとおりと思います。ですけど、この会計については、診療所で企業会計というのは長崎県下では鷹島町一つだろうというふうに思いますので、その点も含めて、特別会計なりに考えをなされるときに検討していただきたいなとは思っています。

吉山会長

要望ということで聞いて、議事録にきちっととどめておきたいと思います。

他に。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、他には別はないようでございますので、調整結果報告第17号（協定項目44号）病院（診療所）事業の取扱いに関することについては、協議会として一つの要望があったということを議事録にとどめる形の中で了承したということで整理をさせていただきます。

以上で、本日の調整結果報告のすべて、本日提出いたしました議案が終了いたしました。

ただ、特別職の報酬につきましては、次回にということにいたしております。その他の項目につきましては、すべて了解をいただいたということで、ただ一部だけ繰り越した部分がございます。そのことを確認しておきたいと思います。

次に、4、その他であります。事務局よりお願いいたします。

大久保事務局長

大変お疲れさまでございました。次回の第15回協議会の日程につきまして、ちょっとお諮

りをしたいと思っております。

実は、次回の予定は3月の計画では8月24日水曜としておりましたが、この日が町村議会の正副議長会というふうなことでお聞きをいたしました。そのため1日だけ繰り延べさせていただきますまして、翌日、8月25日に変更いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。もしそれでよございましたら、お願いいたしたいと思っております。

吉山会長

いかがですか。やむを得ないですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

では、そのように取り計らいます。

事務局としては次回の日程変更についての了解をいただくということで、他にないようでございます。

皆さんの方から特にございませんか。 ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、具体的に今日までの調整内容、それを補完する細部の調整が今日のような形で数多く出された状況でございます。それぞれ、まさしく議題という部分も表に出てくる訳でございますけれども、事務方としても懸命な調整を進めているところでございます。

資料等々足らざるは今後要請しながら加えさせていただいて、よりよい調整ができることを私としても期待をしております。

今後とも積極的な御参画を心からお願い申し上げて、本日のお礼のごあいさつとさせていただきます。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後3時15分 閉会